

社会福祉法人ありのまま舎
2026年度（令和8年度）
事業計画

ありのまま舎

（2026年3月6日）

2026年度(令和8年度)社会福祉法人ありのまま舎

事業計画

目 次

I	社会福祉法人ありのまま舎基本理念	3
II	社会福祉法人ありのまま舎基本方針	5
III	社会福祉法人ありのまま舎行動指針	6
IV	2026年度基本認識	7
V	理念の発信(活動センター)	8
i)	活動センター	9
2	自立	9
3	雑誌ありのまま	10
4	出版活動・書籍販売	10
5	映画製作・上映活動	10
6	ありのまま生活福祉講座	10
7	ありのまま自立大賞	12
8	夢プロジェクト・夢フェスタ	12
9	難病センター	12
10	どこでもエントランス	13
11	地域人材養成	13
12	地域交流・被災者支援	13
13	障害者自立センター	14
14	インターネットの活用	16
15	マスメディア	16
16	法人設立40周年記念事業	16
VI	コミュニティ活動(理念の実践)	17
i)	仙台エリアコミュニティ基本方針	19
1	ホームケア仙台ありのまま舎リビングセンター	19
	※仙台市地域生活支援拠点事業への積極的対応	
2	サポートケア仙台ありのまま舎難病・障害者相談支援センター	22
	※仙台市地域生活支援拠点事業への積極的対応	
3	ライフケア仙台ありのまま舎ケアセンター	23
4	障害者支援施設難病ホスピスケア太白ありのまま舎	24
	☆医的(難病)ショートステイ	28
	☆アクティヴィティケア仙台ありのまま舎日中活動支援センター	39
	※仙台市地域生活支援拠点事業への積極的対応	

5	チャイルドケア仙台ありのまま舎保育園	44
6	ナーシングケア仙台ありのまま舎メディカルセンター	45
7	アクセスケア仙台ありのまま舎移動支援センター	47
8	仙台エリア地域生活支援拠点計画	47
9	仙台市障害者基幹相談支援センター	47
ii)	名取エリアコミュニティ基本方針	49
1	サポートケア名取ありのまま舎相談支援センター	49
iii)	県南エリアコミュニティ基本方針（岩沼市・亶理町等）	51
1	県南エリアコミュニティ活動（地域生活拠点活動等）	52
2	サポートケア亶理ありのまま舎基幹相談支援センター	52
3	サポートケア県南ありのまま舎難病・障害者相談支援センター	53
4	障害者支援施設難病ホスピスケア亶理ありのまま舎及び アクティヴィティケア県南ありのまま舎日中活動支援センター	55
5	ナーシングケア県南ありのまま舎メディカルセンター	65
6	ライフケア県南ありのまま舎ケアセンター	65
7	アクセスケア県南ありのまま舎移動支援センター	66
VII	法人体制	67
i)	人材の確保・養成・定着 基本方針	67
1	人材	67
2	人材確保	67
3	人材養成	68
4	人材定着	75
5	内部統制の確立	77
ii)	財政運営基本方針	77
iii)	ネットワークの確立基本方針	79
iv)	協力体制（経理担当）度基本方針	81
v)	第21期役員・第19期評議員体制（総務担当）	83
vi)	法人本部事務局基本方針	85

I 社会福祉法人ありのまま舎基本理念

ケアコミュニティの創造

～お互いのありのままの存在を認め、尊重し、

共に生きるコミュニティづくり～

1) ケアの本質に沿ったコミュニティづくりを目指す

◎ケアの本質は存在（生命）そのものを認め合い、共に生きることにあり、他者への配慮に根差した深い慈しみに満ちた思いに裏打ちされ思いである。また、相互の価値観を認め、相互のあり様（多様性）を尊重する双方向の協働関係を指す

◎そのケアの考えに基づき、生命（存在）の尊厳を何よりも大切にし、その存在を認め合い、生きる意味を創造する

◎「強者」も「弱者」も、「障害」の有無に関わらず、誰もがケアなしには生きられない

2) 全ての人がありのままの自己を認め、ありのままの他者を

尊重するコミュニティづくりを目指す

◎すべての人が相互の生命と尊厳、権利を認め合う

◎医療的ケアが必要な人・強度行動障害の人、ありのままにコミュニティの一員として生きられるコミュニティ

◎排除せず、ありのままに「普通」に生きられるインクルーシブな社会

3) 誰もが生きた意味を見出し、役割を担い、自らの人生を全うでき、

自己実現できるコミュニティづくりを目指す

◎人と人との関係に価値を見出し、自己実現と共に他者実現できる

◎重度の心身障害であっても、人との関係において存在の価値が生まれ、コミュニティの一員として、障害を含む全ての人々が持つ相違を超え、相互に尊厳と愛と誇りを尊重する価値観を共有する

4) 多様な人々、専門性、分野が相互作用し、ケアしあうコミュニティづくりを目指す

◎地縁型コミュニティから多様な人々、多様な専門性、多様な分野がケアしあう、多様な交流型テーマコミュニティの創造

◎「障害」も「差別や排除」も人と人との関係（社会）に起因する。人と人の関係性に新たな価値観を創造し、共にケアしあうコミュニティの形成

Ⅱ 社会福祉法人ありのまま舎基本方針

1) 入居者・利用者・スタッフ等の自己実現（入居者等支援）

- ◎個別支援計画を始め、日々のケアを通して、入居者・利用者の自己実現を目指す
- ◎同時に関わるスタッフや家族の自己実現の達成を目指す
- ◎自己決定・意思決定の基本に基づく支援の充実
- ◎虐待ゼロの実践
- ◎人権・尊厳に即した生活環境、利用環境の充実

2) 全ての人の生命、尊厳、人権の尊重を基本としたケアの質の

向上を目指す（専門人材の養成）

- ◎基本理念に沿った人材養成の徹底
- ◎人材確保・養成・定着の中で、科学的ケアの実践を目指し、ケアの質の向上を図る
- ◎人材養成プログラムを基本に、多様な手段で取り組む
- ◎ストラクチャー・プロセス・アウトカムその他等外部評価に対応する
- ◎業務基準書等の整備充実

3) コミュニティの一員としての実践を目指す（地域ネットワ

ークの拡充）

- ◎地域課題を把握し、基本理念に即して、地域資源と連携し、課題解決に向けて実践する
- ◎地域ケアマネジメントの実践
- ◎交流型テーマコミュニティの追求
- ◎地域人材の養成、地域住民の自己実現支援の実行

4) 組織体制の確立（コンプライアンスとガバナンスの確立）

- ◎組織運営に必要な体制（規定等を含む）の整備（ガバナンス）
- ◎財務規律の確立
- ◎コンプライアンスの徹底

Ⅲ 社会福祉法人ありのまま舎行動指針

1) 道がなければ道を作れば良い（挑戦）

- ◎ありのまま舎創設以来、故総裁寛仁親王殿下及び故山田三兄弟やその仲間の前に道はなかった
- ◎制度の有無が問題ではない。それを口実に何もしないことが問題だ

2) 声を出し続けること（継続）

- ◎私たちは砂漠の穴に落ちている。常に声を上げ続けなければ誰も気付いてくれない。（山田寛之）
- ◎継続は力なり（齋藤久吉初代理事長）

3) 自分たちの力は微々たるもの。多くの理解者・協力者・支援者がいて、実現できる（連携）

- ◎立っている者は皇族でも使え（故寛仁親王殿下）
- ◎多様な人材を生かす
- ◎訴える私たち自身が、訴えに相応しい活動と信頼を築く努力を怠らない
- ◎理念を共有し協力して頂ける方であれば、政治信条や宗教・思想・立場や身分に関わらず受け入れる
- ◎意見や考えに違いがあっても否定せず、向き合う
- ◎法人や地域（コミュニティ）、職種、分野の枠を超えて共に歩む

4) 感性を磨き、理性で訴える（発信）

- ◎感性で人の心は動いても、社会にそれを伝える理性が必要だ
- ◎書き残すこと（澤地久枝氏）
- ◎ひとりよがりにならず、共感を得ること。自分たちの思い、訴えが伝わる工夫を欠かさない
- ◎正しく伝わらなければ意味がない。ひとりよがりにならないように
- ◎生き急ぐ人々の思いを感じ取る感性を持つこと
- ◎残された時間、何らかの理由で時間的猶予のない人生を送らなければならない人々の呼吸を感じ息づかいを感じ取る感性を持つ（明日が必ず来るという保証は誰にもない。同時に朝を迎えられる喜びを素直に喜びたい）

Ⅳ 2026度事業計画基本認識

2025年度も国内外で災害、戦争、紛争などにより多くの生命と財産が失われ、支援を必要とする人が多く出た。また、SNSによる誹謗中傷も後を絶たず、多くの人が苦しみの中にいる。幸せになるために開発、発展しているはずの文明や技術革新が、不幸をもたらす拡大していることに、自分たちのあり方が問われている。ありのままの目指す理念や目標とはどんどん遠ざかっているような気がする。それでも諦めず微力であっても日々継続して、自分たちの役割を果たしていくことが、私たちの使命であり、存在理由だと思う。

昨年度災害対策基本法・救助法に「福祉」が入り、法制度上も災害福祉による支援が災害対策、救助に置いてその役割が求められることとなった。既に実態として、支援体制が組まれてきたが、今後は名実共に更なる支援体制の構築が必要になる。既に当舎においては仙台市、亶理町との協定並びに指定による「福祉避難所」の体制がとられているが、より充実した体制整備が必要になる。予想される北海道・三陸後発地震を含む多様な災害対策にむけて取り組みたい。併せてコロナ禍終息以降、やや意識低下がみられる感染対策に科学的知見と人権意識に基づき、人権と生命を守る対策を継続したい。

今年度、新たに取組み予定事業はないが、仙台市障害者基幹相談支援センターの委託を引き続き受けることとなった。サポートケア全体としては、これまでと事業所体制は変わらないが、求められる役割（事業）は多様かつ拡大しており、委託費だけの人員ではその役割を果たせるか不安はあるが、ありのまま舎らしい取組みを目指し、行政と相談しながらより充実した支援を実現したい。休止しているライフケア（ホームヘルパー事業）及びナーシングケア（訪問看護）は、そのニーズは高いにも拘らず、休止、廃止する事業所も多く、早期の再開を望まれている。人材確保が最大の課題だが、法人全体の人員体制も見ながら、様々な可能性を模索したい。チャイルドケアは開設当初より保育園の数も各段に増える一方、少子化も相まって地域での利用者も少なく、今後そのあり方について本格的に検討し、結論を出す時期になりつつある。現在の資源を有効に活用しつつも、ニーズにあった体制・事業整備が必要だ。ホスピスケアの2施設については、外国人スタッフの確保及び離職防止を通して人材確保がある程度めどが立ち、入居者調整もしつつ安定した体制と重度化重症化に向けて体制整備の段階に入ったと言える。アクティビティ及びショートスティ（メディカル含む）については、その先頭に立った取組みが必要だ。支援内容の抜本的な見直しも併せて行うこととしている。併せて自立ホームにおける日中支援型への転換についても、いよいよ本格的な体制整備の検討に入りたい。活動センターにあっては、映画のDVD化を進め、有効活用に取り組みたい。

最後に40周年行事に向けて、彬子女王殿下のご臨席が決まり、これまでの40年+α（法人化前）も顧みながら、更に役割を増す、ありのまま舎活動のこれからを展望しながら、進める取組みとしたい。

V 理念の発信（活動センター）

2026年度基本方針

- 1 第2期5カ年計画中期の4年度目として基本理念・基本方針・行動・指針・各活動事業基本計画を確認し活動を実施する
- 2 理念の発信活動（啓発活動等）はありのまま舎運動の原点であるが、実施体制（活動センター）が極めて不安定な中、コロナ禍において露呈した感染者への差別は歴史的に難病の方々が受けてきた差別そのものであり、活動センターを中心に「果たすべき課題」として啓発に向けた実践を継続する
- 3 「自立大賞」は昨年度で一旦中止となった。2027年度からの新たな取組みについて具体化したい。「第37回福祉講座」の開催はコロナ禍後から今日までを総括しつつ従前の取組みにより近づけたい。また今年度は法人設立40周年にあたるため記念事業を進めたい
- 4 「自立」は理念・方針等の実現に向けた取組み、紙面の拡充を目指すと共に、引き続き発行部数6000部を目指すと共にカラー化を実現する
- 5 2026年度自主発行による新刊は予定せず、新総合パンフレットの発行を基本に新刊は外部出版社等との連携も含め企画検討準備を進める
- 6 「書籍販売」は、販売以外に理念・方針等に即して有効活用を図る
- 7 「映画製作」「上映活動」についても、過去の作品を理念・方針等の実践としてDVD化（字幕挿入）したものの有効活用を進める
- 8 「雑誌ありのまま」は復刊に向けた課題を整理し、検討を継続する
- 9 「夢プロジェクト」「夢フェスタ」の事業のあり方（継続を含め）について、結論を得る期限を2026年度末までに延長する
- 10 「難病支援」は社会貢献の観点からも、患者及び患者会支援を継続する
- 11 「どこでもエントランス活動」の再開について、関係機関とも協議、一定の方向性を見出す期限を2026年度末まで延長する
- 12 地域人材養成は「喀痰吸引等特定研修」の再開を目指す。その上で、「難病ヘルパー養成・重度訪問ヘルパー・強度行動障害支援・喀痰吸引等不特定研修」は検討し、結論を得る期限を2026年度末まで延長する
- 13 地域交流・被災者支援について、3エリア（仙台・名取・県南）ごとに「被災防災減災支援」「街づくり」「人権擁護」「人材養成」「相談支援」「居住支援」「緊急時支援」「自己実現支援（体験支援等含む）」の8機能と共に「障害者自立センター」を改編し、仙台における地域生活支援拠点の一機能として位置付け各エリア実情に合わせた地域生活支援拠点整備実行計画の策定期限を2026年度末まで延長する
- 15 情報管理（収集・保有・発信）体制を構築するため、規程等の整備、体制整備を検討し、その構築を図る。特に「インターネット」による情報発信を構築するために、ホームページの拡充、フェイスブック・ツイッター等の本格的活用についての管理体制整備を行う
- 16 「マスメディア」との関係を維持継続し障害のある人の現状を日常的に伝える

i) 活動センター

1 2026年度方針

- 1) 社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、活動センター基本計画、に基づき実行する
- 2) コロナ禍により露呈した差別への法人としての「果たすべき課題」を検証し、活動センターとして行うべきことを実践する
- 3) 理念の発信活動（啓発活動等）はありのまま舎運動の原点であるが、実施体制（活動センター）が極めて不安定な中、不十分な状態での継続に留まってきた。今年度は本部事務局、各担当、法人運営委員会等を通して検討を重ね、それぞれの活動について具体的に検討し、実践できることから逐次実践する
- 4) 自立大賞休止に伴う、今後の対応を検討し2026年度以降につなげる

2 自立（法人事務局）

1) 2026年度方針

- ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、行動指針、「自立」基本計画、活動センター2026年度基本方針に沿って編集発行する
- ②紙面において、コロナ禍における差別やそれに苦しむ「難病」や「障害」のある人への視点を忘れず、紙面の充実を図る
- ③①②に加え「理念の伝承」「障害・難病のある人の現状紹介」「活動事業の実情紹介」「読者の思い」というこれまでの方針を堅持し、編集発行する

2) 2026年度活動

- ①6000部発行計画の策定、読者の拡大を目指す
- ②月1回の発行を堅持
- ③8ページ構成（基本構成）
 - 第1面～2面 理念の伝承（基本計画含む）
 - 3面～4面 各エリアの実践報告（拠点活動の広報）
 - 5面 障害・難病の人々の現状
 - 6面 読者の思いを識る・協力感謝
 - 7面～8面 ご寄附御礼
- ③全職員、協力者、読者の寄稿を呼びかける
- ④広告による発行資金の一部調達は継続し、各事業所の支援も継続
広告掲載の会社が少なくなっており、新規協力の呼びかけを強化する
- ⑤これまで利用していた業者より価格が安い業者へ変更し4月からカラー印刷を行う。
- ⑥発送のお手伝いを頂いている教会関係者への支援の継続をしつつ、新規でのお手伝い頂ける方の呼びかけ（帯封糊付け・会報折込）

- ⑦協力者の方の高齢化等で会報辞退の方が増えており、各事業所での関わり、新規の協力者などに購読者を増やすことを目指す
- 3 雑誌ありのまま（法人事務局・活動センター）
 - 1) 2026年度方針
 - ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、行動指針「雑誌ありのまま」基本計画に沿って、再開に向けた課題整理を行い、課題解決のための議論を行う（2026年度末を目途に結論を得る）
 - ②復刊計画を策定する
 - 2) 2026年度活動
 - ①法人事務局・法人運営委員会等を通して検討する
- 4 出版活動・書籍販売（法人事務局）
 - 1) 2026年度方針
 - ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、行動指針、「出版活動」「書籍販売」基本計画、活動センター2026年度基本方針に沿って、実行する
 - ②「果たすべき課題」の実践
 - 2) 2026年度活動計画
 - ①新総合パンフレット策定についての方向性を明確にし、今後のスケジュールも含め検討する
 - ◎出版経費100万円を計上（本部予算）
 - ②新刊企画の検討
 - ◎「果たすべき課題」を念頭に、外部からのオファーへの対応も含め進める
 - ③蔵書（過去の出版物）について「果たすべき課題」に沿って有効活用する
- 5 映画製作・上映活動（活動センター）
 - 1) 2026年度方針
 - ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、行動指針、「映画製作」「上映活動」基本計画、活動センター2026年度基本方針に沿って、実行する
 - ②新作の製作はなく、所有フィルムについて理念・方針等に即して、有効活用する
 - 2) 2026年度活動
 - ①所有作品のDVD（字幕挿入）が完了したので、その活用を本格化する
 - ②フィルム等（DVD含む）の貸し出し（実費経費以外基本無料）
 - ③管理方法（フィルム補修の実施含む）の見直し
 - ④職員研修での活用
- 6 ありのまま生活福祉講座（法人本部事務局）
 - 1) 2026年度方針
 - ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、行動指

針、「福祉講座」基本計画、活動センター２０２６年度基本方針に沿って実行する

②テーマ設定コンセプト

- ◎ジェンダーバランスの視点
- ◎文化の視点
- ◎エイジバランスの視点（若い層の方々の参加）

③講座構成

- ◎座長 彬子女王殿下よりご挨拶（１０分）
- ◎講師Ⅰ 福祉中心のテーマ。ありのまま舎より講師人選（６０分）
- ◎講師Ⅱ 生活・歴史文化等幅広い視点で、座長講師人選（６０分）
（５年ごとに座長が講師に）

２）２０２６年度活動

①講座会員を募集する

A 講座会員は本講座を継続して受講することを目的に募集するが、受講出来ない場合も講座の維持のために会費を納入頂く（その点を理解して入会頂く）

B 会員の最終定数を１００名とする

- a) 毎年目標会員数を定める
- b) ２０２６年度も、引き続き感染症等の状況を見ながら会員拡大を進める

C 会費 入会金１，０００円 年会費２，０００円

D 会員特典

- a) 講座日程決定後すぐに連絡をし、先行受付
- b) 受講ノートの贈呈と受講の有無に関わらず希望者全員に毎年座長印を受講ノートに押印する
- c) 受講された方には受講印を作成し押印する
 - ◎受講印は日付・講師名等が入ったオリジナル受講印をありのまま舎で作成し、当日参加した方のみに押印
- d) 受講ノート
 - ◎受講ノートを会員に贈呈
 - ◎座長印 座長デザインによる座長印を作成し、スタンプの色を変える等して毎年変化を持たせる。数年単位で新たなものを策定する
 - ◎作成はありのまま舎にて行う
 - ◎〇〇年 ありのまま生活福祉講座座長「三笠宮彬子女王殿下」等の文字を入れる
 - ◎オリジナル受講印 ありのまま舎にて作成

②２０２６年度（第３７回）福祉講座実施概要

- ◎日時 ２０２６年６月１３日（土）１３：３０より
- ◎場所 仙台市中小企業活性化センター 多目的ホール

◎受講料 会員無料 一般 2,500円

◎講師

☆彬子女王殿下（座長ご挨拶）

☆生活・歴史・文化など幅広い視点で、座長より推薦された講師

○藤澤 紫様（彬子女王殿下推薦）

1996年学習院大学大学院人文科学研究科哲学専攻博士後期課程単位修得。文学博士。國學院大學教授。国際浮世絵学会常任理事。著書に『鈴木春信絵本全集』（勉誠出版）、『遊べる浮世絵―体験版江戸文化入門』（東京書籍）など。

○石川 准様（ありのまま舎推薦）

1956年9生まれ。社会学者（アイデンティティ論・障害学・感情社会学）、支援技術開発者。学位は博士（社会学）（東京大学・1995年）。静岡県立大学名誉教授。内閣府障害者政策委員会委員長、国連障害者権利委員会副委員長、全国高等教育障害学生支援協議会代表理事などを歴任。

◎共催（予定） 河北新報社・東北放送

◎協賛（予定） サントリー酒類株式会社東北支社

◎後援（予定） 宮城県・仙台市（予定）

7 ありのまま自立大賞（法人本部事務局）

1) 2026年度方針

①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、行動指針、活動センター2026年度基本方針に沿って、実行する

②2025年度（第25回）をもって一旦休止となったため、今後の在り方を検討しながら次につなげるための準備期間とする。

2027年度に新たな取組みについて、具体的に提案協議したい。

「自立」の新たな概念を定着さえるべく、取組みを進めたい。

8 夢プロジェクト・夢フェスタ（活動センター・法人事務局）

1) 2026年度方針

①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、行動指針、「夢プロジェクト」及び「夢フェスタ」基本計画、活動センター2026年度基本方針に沿って、検討する

②今後の事業の展開について、継続するかどうかも含め5か年前期末（2026年度末）までに結論を得る

2) 2026年度活動

①法人本部・活動センターにて検討する

9 難病センター（活動センター・法人事務局）

1) 2026年度方針

①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、行動指針、「難病センター」基本計画、活動センター2026年度基本方針に

- 沿って、検討する
 - ② 2026年度末までに一定の方向性を示す
- 2) 2026年度活動
 - ① 関係機関（宮城県患者・家族団体連絡協議会等）との協議も踏まえ、今後の方向性を検討する
 - ② 活動センター・法人本部にて検討する
- 10 どこでもエントランス（活動センター）
 - 1) 2026年度方針
 - ① 社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、行動指針、「どこでもエントランス」基本計画、活動センター2026年度基本方針に沿って、検討する
 - ② 2026年度末までに活動再開について一定の方向性を示す
 - 2) 2026年度活動
 - ① 活動の意義と活動方法、外部人材との連携等検討する
 - ② 活動センターにおいて検討する
- 11 地域人材養成（法人事務局）
 - 1) 2026年度方針
 - ① 社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、「人材養成」基本計画、活動センター2026年度基本方針に基づき実行する
 - ② コロナウイルス感染症等の流行状況を勘案しながら対応する。
 - 2) 2026年度活動
 - ① 喀痰吸引等第3号研修
 - ◎ コロナ禍にあって中止してきたが、2025年度に再開した。今後も感染症の状況を見ながら実施を判断。
 - 実施する場合は、5月～11月にわたり、隔月で実施予定（4回程度を目標）※地域生活支援拠点機能の1つとしての役割を果たす。
 - ◎ 県南エリアでの実施も検討
 - ② 仙台市難病ヘルパー養成研修
 - ◎ 宮城県患者・家族団体連絡協議会と連携し、太白ありのまま舎において実施する。
 - ③ 介護職員初任者研修・重度訪問介護従事者研修の申請、実施準備を完了し2026年度以降の実施を目指す
 - ④ 強度行動障害支援者養成研修機関・喀痰吸引等第1号研修機関登録については、①～③の実施状況を見ながら引き続き検討し、2026年度末までに結論を得る
- 12 地域交流・被災者支援
 - 1) 2026年度方針
 - ① 社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、「地域交流・被災者支援」基本計画、活動センター2026年度基本方針に基づ

き実行する

- ②「被災防災減災支援」「街づくり」「人権擁護」「人材養成」「相談支援」「居住支援」「緊急時支援」「自己実現支援（体験支援等含む）」機能を軸に第2次5か年計画前期中（2026年度末まで）に各エリア地域生活支援拠点整備実行計画を作成し、可能な範囲で現状の活動事業の中で実施可能なものは実施する
- ③亘理町指定&協定福祉避難所及び仙台市指定&協定福祉避難所としての取組みにも活かし役割を醸成する。

2) 2026年度活動

- ①仙台エリア生活支援拠点整備実行計画の策定と仙台市の受託も検討の上2026年度中に完了し、8機能それぞれの対応を明確にする
- ②名取エリア生活支援拠点整備実行計画の策定
 - ◎第1期5か年計画で策定された計画の検証と今後の対応を第2期5か年計画後期（2026年度末）において方向性を示す
 - ◎資金的見通しも併せて検討する
- ③県南エリア生活支援拠点整備実行計画の策定
 - ◎現在実施中の事業の安定化及び拡充（コロナ禍から本来のあり方へ）
 - ◎休止事業の再開
 - ◎第2期5か年計画後期に向けた検討

13 障害者自立センター（法人本部事務局）

1) 2026年度方針

- ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、「障害者自立センター」基本計画、活動センター2026年度基本方針に基づき実行する。また地域生活支援拠点の1機能として位置付ける
- ②自己実現支援（体験を含む）への転換を実現する
- ③太白ありのまま舎アクティヴィティとの関係も含め、体制の抜本的に検討する

2) 2026年度活動

- ①自立センター活動
 - ◎バザーは収益と地域交流を深めることを目的として年間を通して開催を継続
 - ◎ショップは収益と地域交流を深めることを目的として自立ホーム仙台ありのまま舎リビングセンターに隣接。商品を企業の皆様からご提供いただき販売する
 - ◎在庫管理、売上管理の体制を整備
 - ◎毎週水曜日にバザー品のご提供回収まわり、また新聞、街頭PR活動などで呼びかけを実施し、バザー品を募集
 - ◎バザー開催場所
 - A ヨークベニマル山田鉤取店バザー（毎月第1火曜日）

- B ヨークベニマル新田東店バザー（毎月第3木曜日）※現在休止中
- C ヨークベニマル南吉成店バザー（毎月第2火曜日）
- D 鶴ヶ谷バザー（毎月第2・第4木曜日）※仙台市市有地借用
- E ヤマザワ茂庭店バザー（毎月第3火曜日）
- F 袋原バザー（向日葵ライフサポートセンター前）（毎月最終火曜日）
- G ヨークマルシェ大和町店バザー（毎月第1木曜日）
- H ありのままショップセール時のバザー会開催（毎月土曜日1回開催）
- I その他のバザー（随時）
 - a 泉高等学校文化祭バザー（7月予定）
 - b 茂庭台夏祭りバザー（7月末予定）
 - c 大谷地町内会の夏祭りバザー（8月中旬予定）
 - d 仙台北教会バザー（11月上旬予定）
- J 新しいバザー会場の開拓（復興住宅など）
- K 出張販売先を新たに検討する（場所を借りて販売できるところ→施設等）
- L ありのままショップ
 - a）収益と地域交流を深めることを目的として自立ホームに隣接。商品を企業の皆様からご提供いただき販売する
 - b）毎月ショップセールを開催（毎月土曜日1回）
 - c）障害者支援施設難病ホスピスケア太白ありのまま舎へ出張販売（毎月1回）
 - d）毎月のセールには多くのお客様が来舎されるが、人員不足もあり、開店できない日もあるため、開店日、休店日の事前情報を発信してお客様に来て頂ける様にするなど、丁寧な対応等心掛けながら販売方法を検討する
 - e）お客様の拡大を目指し、バザー会場やバザー協力まわりでもちらしを配り、まだ知らない方々への周知を行う
 - f）障害者支援施設難病ホスピスケア亘理ありのまま舎へ出張販売も施設の稼働状況により検討する

②書損じはがき事業

- ◎自立センターの見直しの中に含める
- ◎その間は昨年同様実施
- ◎投函前の書損じはがき、未使用切手、未使用テレホンカード、未使用クオカード、古銭、金券などを募集、運営費の一部として捻出する
- ◎会報自立、HP、新聞での掲載や、企業、学校への協力の呼びかけを強化
- ◎外部の方々への協力を呼び掛ける

- ◎年々減少傾向にあり、協力の呼びかけを強化する
- ◎活用方法について検討する
- 14 インターネットの活用（法人本部事務局）
 - 1) 2026年度方針
 - ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、「インターネット」基本計画、活動センター2026年度基本方針に基づき実行する
 - ②情報管理（収集・保有・発信）体制を構築する
 - ◎規程等の整備、体制整備の検討、構築
 - ◎インターネット（ホームページ・SNS等）の本格活用に向けた体制整備
 - 2) 2026年度活動
 - ①ホームページの月1回の更新
 - ②情報管理体制の整備
 - ◎規程等整備
 - ◎人的体制を含む体制整備
 - ◎SNS活用に向けた検討
- 15 マスメディア
 - 1) 2026年度方針
 - ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、「マスメディア」基本計画と活動センター2026年度基本方針に基づき実行
 - ②障害・難病の人々の現状を伝える
 - 2) 2026年度活動
 - ①定期的な情報提供（月1回）の実施継続
 - ②法人設立40周年記念事業に向けて情報収集と発信
- 16 法人設立40周年記念事業

2026年度は法人設立40周年にあたるため、記念事業を企画検討し、これまでご尽力ご協力いただいた皆様への、心のこもった記念となる事業を開催し、感謝の気持ちをお伝えする。

 - ◎日時 2026年11月24日（火）
 - ◎場所 仙台市中小企業活性化センター 多目的ホール

VI コミュニティ活動（理念の実践）

2026年度基本方針

- 1 コミュニティ基本計画（資料参照）の実現
 - 1) 第2期5カ年計画（2023年度～2027年度）及び基本計画の実行
 - 2) 仙台市太白区・名取市・亶理町の3地域において、それぞれの進捗に合わせて地域生活支援拠点を構築する
 - ◎各エリアの特性を把握し、相応しい体制を構築する
 - 3) 仙台エリア地域生活支援拠点構築計画の策定と具体化。2026年度仙台市地域生活支援拠点の受託の有無に関係なく計画を進める
 - 4) 第2期5か年計画後期4か年目に向けて現名取エリア地域生活支援拠点計画を見直すと共に資金計画を策定する
 - 5) 県南エリア地域生活支援拠点の構築を継続して進める
 - 6) これまでも入居者・利用者の意思決定を基本としてきたが、制度的にも運営基準等に明記されたことに伴い、ガイドライン、マニュアルに沿って、意思決定及びその支援に取り組むことを全ての事業で実行する
- 2 仙台エリア（基本計画の実行【参照】）
 - 1) 障害者支援施設難病ホスピスケア太白ありのまま舎（ショートスティ含む）定員減員に伴う改革の実行と運営の安定化（2026年度中の地域生活支援拠点機能の拡充に向けた改革の実行）
 - 2) ホームケア仙台ありのまま舎リビングセンター（自立ホーム）の日中支援型への転換又は目途を立てる（2026年度末までに）
 - 3) アクティヴィティケア仙台ありのまま舎日中活動支援センターの抜本的見直しと障害者自立センターの改編統合及び本格活動開始→1）運動
 - 4) 「チャイルドケア仙台ありのまま舎保育園」安定運営の確立及びこども支援等についてのあり方について検討し、2026年度中に方向性を示す
 - 5) 「ナースینگケア仙台ありのまま舎メディカルセンター」の開設・運営の検討（2027年3月末までに）
 - 6) ライフケア仙台ありのまま舎ケアセンターの早期再開と安定的運営への取り組み（人材確保）（2027年3月末までに）
 - 7) アクセスキュア仙台ありのまま舎基本計画の確認及び実行計画の策定
 - 8) サポートケア仙台ありのまま舎難病・障害者相談支援センターの抜本的体制確立（仙台地域生活支援拠点受託を見据え、その中心としての体制構築。更に基幹相談のあり方と役割も含め検討充実）
 - 9) 仙台市障害者基幹相談支援センターの運営
 - 3カ年の委託に基づき本格的な地域生活支援拠点機能強化と運営に向けて仙台市と協議を重ねながら進めていく
- 3 名取エリア（基本計画の実行【参照】）
 - 1) サポートケア名取ありのまま舎難病・障害者相談支援センターの着実な実行

- 2) 第1期5か年計画において策定された名取エリア地域生活支援拠点を2026年度末までに見直し、第2期5か年計画後期に備える
- 4 県南エリア（基本計画の実行【参照】）
 - 1) 県南エリアコミュニティ地域生活支援拠点県南ありのまま舎の運営及び経営の安定確立
 - 本来の地域生活支援拠点機能のあり方を確認し、再構築を図る→2)
 - 3) 4) 7) 連携と6) 8) の実施
 - ☆基本機能5機能（「街づくり」「人材養成」「相談支援」「緊急時支援」「自己実現支援（体験支援等含む）」）に加え「被災防災減災支援」「人権擁護」「居住支援」を加えた8機能（以下、拠点8機能）を備えた拠点構築に向けた実行計画の策定及び実行
 - 2) 障害者支援施設難病ホスピスケア亘理ありのまま舎の運営及び経営の安定確立
 - 3) アクティビティケア県南ありのまま舎日中活動支援センターの運営及び経営の安定確立
 - 4) サポートケア亘理ありのまま舎基幹相談支援センターの安定運営確立
 - 5) サポートケア県南ありのまま舎難病・障害者相談支援センターの正常化と安定運営の実現
 - 6) ナーシングケア県南ありのまま舎メディカルセンター訪問看護の2026年度以降の開所に向けて準備を実施
 - 7) ナーシングケア県南ありのまま舎メディカルセンター診療所の安定運営
 - 8) ライフケア県南ありのまま舎ケアセンターの2026年度中の再開及び安定運営への取り組み開始
 - 9) 居住支援としてのホスピスケアとホームケアのあり方を検討（日中活動支援型GH等の検討含む）→計画化
 - 10) 「こども支援」のあり方を検討する
 - 11) アクセスキュア県南ありのまま舎移動支援センターの本格検討・計画化を進める

i) 仙台エリアコミュニティ

2026年度基本方針	
1	仙台エリア地域生活支援拠点計画の策定（～2024年6月末）の上、2026年度仙台市地域生活支援拠点の受託の有無に関わらず、2026年度中の活動開始を目指す
2	2026年度中にホームケア仙台ありのまま舎を日中支援型（10名及びショート1以上）への転換計画の策定と転換又はその目途を立てる
3	ホスピスケア太白ありのまま舎の定員40名は実現したため、アクティヴィティ仙台ありのまま舎日中活動支援センターの本格稼働の実現と医療型ショートステイの受入れ拡充を目指す 障害者自立センターを統合し、ホスピスケア太白ありのまま舎アクティヴィティとの連携し、自己実現支援体制を構築する
4	チャイルドケア仙台ありのまま舎保育園の安定運営及び経営の確立 ◎医的ケアの必要な児童の受入れを含む園児の安定確保等 ◎将来展望を見据え、抜本的な体制の見直しを検討する ◎児童発達支援、放課後ディサービス等の検討
5	ナーシングケア仙台ありのまま舎についての開設を2026年度中とし、ライフケア仙台ありのまま舎の再開・チャイルドケア仙台ありのまま舎保育園の状況を見極めつつ準備を進める
6	ライフケア仙台ありのまま舎の早期再開と安定運営・経営の確立を目指す
7	アクセスケア仙台ありのまま舎基本計画を確認し、実行計画を策定する
8	サポートケア仙台ありのまま舎難病・障害者相談支援センターの抜本的体制強化を図る。同時に仙台市の基幹相談支援センターの仙台エリア地域生活支援拠点の中核に相応しい体制を構築し活動を展開する
9	仙台市障害者基幹相談支援センター 仙台市における障害者相談支援事業所等の中核的役割の充実を図る。
1	ホームケア仙台ありのまま舎リビングセンター（自立ホーム）
1)	2026年度方針
①	社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、仙台エリア2026年度基本方針及び「ホームケア仙台」方針に基づき、以下実行する
②	介護包括型の支援体制の継続と強化および引き続き日中支援型サービスの検討、計画化を進め、実行又は一定のめどをたてる
A	日中支援型への転換を検討し移行計画の策定及び実行
B	今後も安定した運営に向けて、黒字運営を維持確立する
C	日中の人員配置と夜勤体制が対応できる日中支援型のサービスの検討具現化
D	土日祝日の勤務体制について検討
③	スタッフ人材の確保と充実。2024年度の報酬改定により世話人の配置の見直し（4：1→6：1）があったが、一部の入居者の重度化に伴い人員の加配を行い、ケア体制を維持する。

④入居者の重度化・高齢化への対応検討の継続。必要となっているケア内容や時間帯を検討し更なる充実を目指す。

⑤アクティビティケア仙台ありのまま舎日中活動支援センターへの積極的な参加等を通して、入居者の生活支援も徐々に拡充すると共に、その他外部の日中活動への参加を必要に応じて個別に検討する。さらに、自立センターとの関係を再検討し新たな体制についても検討する

⑥移動支援、通院等介助等外部資源の活用、介護保険との連携

⑦ケアの質の向上

A ケアの質的変化への対応については、入居者の自己決定を尊重した個別支援計画の充実とその確実な実行に向けて、サポートケア仙台ありのまま舎難病・障害者相談支援センターや太白ありのまま舎との連携を強化し、入居者の生きがいを見出せるよう支援を行う（⑤も参照）

B 更にはスタッフのケア技術・知識の向上だけでなく、挨拶や言動など、社会人として必要なマナーを備えケアの質の向上を図る

C 加齢とともに障害の重度化、他の様々な病気、転倒などによる怪我も出てきている。個々の様々な対応を想定し、いざというときに臨機応変な対応が出来るようマニュアルの整備を行いケアの充実を図る

D 地域交流行事への参加や交流を通じて、入居者・職員間、地域とのコミュニケーションの充実を図る

E 日中の過ごし方など、その他入居者の要望に応じ支援を行うと共に、入居者が必要とする時間帯の勤務時間を柔軟に検討していく。
（朝・夜の配置等）

F 毎月入居者が集まれる機会を考える

G スタッフのケアの質向上のため内部研修の継続（年2回）

H 個々のケアが多様化し、ケア体制を見直し検討する

I 権利擁護・虐待防止への取り組みの強化を図る
委員会の開催（月1回）と研修の実施（年2回）

J 感染防止及び災害を含む対応としての事業継続計画（ACM）の策定実行。シミュレーション研修の実施（年8回）

⑧2024年度報酬改定により、事業運営の透明性を高めるため地域連携推進会議の設置が令和7年度より義務化。令和8年度も開催する。

⑨2026年4月より家賃の改定を行う。修繕費（経年劣化の修繕）を含めた家賃とする。

2）2026年度事業計画

①人員配置（介護包括型）の継続

※報酬改定により世話人の配置が6：1以上に変更。＋ 加配12：1を実施

※入居者7名

（区分5×2名・区分4×1名・区分3×3名・非該当×1名）想定

常勤換算 2.9人 管理者1（世話人と兼務）
サービス管理責任者0.2人。
世話人1.6人 生活支援員0.9人。
日中支援員0.2人

※予定配置数3人体制

常勤専従1人。常勤兼務0.8人。パート1.2人

② 防災対策

- A 防災計画及び備蓄・設備の見直しを行い、体制整備を計画的に整備する
- B ホームの避難訓練を個別に実施。問題や改善点の見直しを行う
 - a) 消防訓練（年2回／9月・3月頃）・水害訓練（年1回）
 - b) 消防設備自主点検
 - c) 消防設備点検（年2回）※外部委託
 - d) 入居者の状態の変化に伴い、入居者個々の避難状況を実施し、把握する
 - e) 各施設設備及び車輛の点検整備（毎月1回）
（ナースコール・非常電源・車輛・その他設備機器）
 - f) 火災感知器の交換は2023年度に実施。今後もの計画的な交換の検討。
 - g) AEDの設置継続（レンタル）
 - h) 110番非常通報装置設置

③感染対策の徹底

- a) 新型コロナウイルス感染状況の情報把握
- b) 感染症対策（法人方針）の徹底、周知
- c) 入居者、スタッフの体調管理の継続
- d) ゾーニングの管理
- e) 備品等の管理
- f) PPE着脱シミュレーションの定期的実施

④衛生管理の徹底（施設内外・ケア・共用部分を含める）

⑤ホーム行事活動

コロナウイルス感染等状況をみながら検討

- A 4月1日(水) ホームケア仙台ありのまま舎リビングセンター37周年・障害者支援施設難病ホスピス太白ありのまま舎32周年記念会(有志で参加／太白ありのまま舎)
12月 クリスマス礼拝・感謝年会
2027年1月 新年礼拝・希望年会
- B ありのまま聖書集会（毎週日曜日10:00～10:30）
 - a) 入居者、スタッフ有志で自主礼拝を行う

- b) 地域の方やボランティアなど参加頂けるよう呼びかけや、交流の機会を作る

⑥宿直体制の維持

⑦地域活動

- A 町内会資源回収への参加
- B 町内会清掃への参加（随時）
- C 地域防犯パトロール参加（毎月）
- D 町内会イベントへの参加（夏まつりなど）
- E 当舎独自の地域資源調査等を通して新たな活動を検討
- F ありのまま絵本の森（毎週火・木曜日 15:00）

地域に開かれたホームとなるよう、子供文庫を設置することによって、母子・児童を中心とした地域との交流を図る

G 足湯

- a) 2024年度に再開したため2026年度も継続
- b) 利用曜日：火曜・木曜・金曜・土曜（天候を見ながら）
現在は夏場のみ開催
- c) 利用時間：10:30～
- d) 利用料：基本は無料開放（タオルを常備し気持ちのある方には「活動支援カンパ」を入れて頂く）

⑦ボランティアの拡充

新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、受け入れを随時判断していく

- A ホーム清掃奉仕、ありのまま生活福祉講座などの事業、入居者個々のお手伝い、会報発送折込奉仕などをお願いしているが、今後も安定した協力を得られるよう努力
- B これまでの主な方々
日本キリスト教団東北教区宣教部婦人会・みやぎ生協・仙台西高等学校JRC委員会・東北学院榴ヶ岡高等学校・その他、多くの個人の皆様

⑧見学者の受け入れ

- A 施設・学校・個人・入居希望者（家族含む）・就職希望・事前見学者・他
- B 随時対応

2 サポートケア仙台ありのまま舎難病・障害者相談支援センター

1) 2026年度方針

- ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、仙台エリア2026年度基本方針及び「サポケア仙台」方針に基づき、以下実行する
- ②社会福祉法人ありのまま舎に関係する入居者・利用者を中心に計画相談

に積極的に取り組む（太白・亶理の入居者中心と外部利用者の方60名程度：新規の方10名程度）

A モニタリングで生活状況等の聞き取りと都度必要な調整等に重点を置いた計画相談の丁寧な支援を継続

③その他計画相談の依頼に対しては、その都度支援可能な範囲で取り組み、利用者の不利益とならないよう決して無理に引き受けることはしないが、依頼者個々の状況に応じて必要時他事業所に受入調整をおこなう

A 地域住民、各事業所、行政、他関係機関との更なる信頼関係の構築

④相談支援事業の基礎である一般相談へも可能な限り取り組む

A 権利擁護を基本とした基本相談の丁寧な取り組み

B 地域への情報発信やつながりのための行事の検討

C 地域ニーズの把握と将来に向けた具体的な社会資源整備の検討

D 相談支援体制を安定的に構築し、相談支援活動を通して、地域の状況を正確に把握し、医療的ケア及び難病、更には重度障害児者のコミュニティ生活を支援する環境整備を構築する

E そのコミュニティにおける必要な社会資源の検討・整備を念頭に相談支援を核とした拠点整備を具体的に形成する

⑤仙台市の地域生活支援拠点事業（緊急ショート）受託のあり方を検討しつつ活動し、また仙台市基幹相談支援事業との関わり等含め検討の上具現化する

⑥運営の財政的自立を目指す

2) 2026年度事業計画

①相談事業は地域支援の事業であり、社会的責任として、収支の枠を超えた体制（赤字）でも実施してきたが、赤字幅は縮小してきており、2026年度も引き続き赤字幅の最小化・収支均衡を進めていく。そのための計画策定と体制整備（兼務も検討）を行う

②常勤職員は1名以上とし、その他ピアワーカー・有資格者による兼務体制をとる。他のサポートケア事業所の定例ミーティング等を通して、職員相互の資質向上を図る

③サポートケアとしての権利擁護・虐待防止への取り組みの強化を図る

④新型コロナウイルス、インフルエンザ等感染対策に細心の注意を払い、訪問先の状況等を事前に確認し、必要な手立ての行いながらリスク管理を徹底しながら業務を遂行する

3 ライフケア仙台ありのまま舎ケアセンター

1) 2026年度方針

①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、仙台エリア2026年度基本方針及び「ライフケア仙台」方針に基づき、以下実行する

②2017年5月30日に事業所休止（移動支援など一部除く）2021

年4月に再開したが、2022年11月30日には退職者に伴う人員体制が整わず再び事業所休止。休止期間が長期に渡るため仙台市から廃止手続きの指導を受け2025年9月30日で廃止。

- ③担える人材確保を最優先に早期再開を目指す、経営、運営共に安定化できるかが課題として残る
- ③資金的にも厳しい状況であるため、2026年度中の再開・改善あるいはその見通しが立てられない場合は、事業継続を一旦断念することも念頭におき今年度取り組む
- ⑤その上で、宮城版パーソナルアシスタント（PA）の実現を目指す
PA以外のヘルパー派遣への対応を本格化し、事業の幅を広げ、収支均衡を目指す

2) 2026年度事業

- ①ライフケア仙台ありのまま舍ケアセンター事業の早期再開（事業所再指定）を目指すと共に、再開後は事業の安定化を踏まえたうえで「宮城版パーソナルアシスタント」の構築への足掛かりを作る
- ②人材を確保し、安定した運営を目指す
- ③更にケアスタッフ（ヘルパー等）5名程度を目標とする
- ④権利擁護・虐待防止の取り組みの強化を図る

4 障害者支援施設難病ホスピスケア太白ありのまま舍（ショート含む）及びアクティヴィティケア仙台ありのまま舍日中活動支援センター並びに太白ありのまま舍メディカルショートステイ（医療型）

1) 2026年度方針

- ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舍基本理念・基本方針、基本計画、仙台エリア2026年度基本方針及び「障害者支援施設難病ホスピス太白ありのまま舍」方針に基づき、以下実行する
- ②重度の難病や障害があっても、重度障害者・難病ホスピス本来のあり方を追求し、自己決定に基づき自己実現できる場としての役割を十分に発揮できるよう体制整備に努め、地域及びコミュニティの資源として活用されるよう努める
- ③重度化重症化への対応（ケア改革）
 - A 人材不足に加え、入居者の進行及び高齢化による重度化、重症化等により、ケア量の増大、業務量の増大（ひとりのスタッフへの負担）等、ケア体制のあり方について、抜本的な見直しを行う。
同時にショートステイ及びアクティヴィティ活動を見直す
 - a) 生活介護事業・短期入所事業
生活介護は入所併用40名と通所20名の登録を目指す
また短期入所は1名の受入を確実にしつつ2名を目標とする
並びに医療型短期入所（メディカルショートステイ）の運営についても安定した受け入れ（1名）を目指す。

- b) 支援区分割合（重症度）のバランスを検討
- c) 職種別人員体制
- d) ユニット体制維持
- e) 日中活動支援のあり方を抜本的に見直し、個別支援を徹底し障害者支援施設におけるパーソナルアシスタント（P A）導入を目指す個別支援計画（I L P）を自己実現支援計画に基づく実践へ転換
- f) 拠点8機能の1つでもある「居住支援」のあり方を模索する
- B 全体体制の見直しと限界（年次計画に反映）
 - a) 入居者の受け入れのあり方（入居定員40名）
 - b) 居室体制の見直し（居室の集約と体制）
 - c) スタッフの配置の見直し
 - d) 医療体制の見直し（医師の関わり・外部医療機関との連携等）
 - e) 細部のケア体制にわたる見直し
 - f) 効率と集中を図りながら、量的ケアと質的ケアのバランスを検討
 - g) ブロック体制の見直し（フロアー及びブロック体制）
 - h) 夜間看護2名体制（メディカルケアスタッフ含）の検討と実現の可能性を常に模索する
- C ケア改革へ
 - a) 2機能化（生活支援＝介助中心と活動支援＝自己実現具現化）と各機能の体制構築
 - b) 医療的ケアの必要な人の自己実現支援機能→日中活動に反映し拡充
 - c) 自己実現に向けた生活拠点機能（地域移行と積極的自己実現支援＝アクティヴィティ改革）
 - d) 勤務体制（1か月単位の変形労働時間制継続）
 - e) ケア体制の抜本的見直し（ルーティンワーク・人事）
 - f) 業務標準・個別マニュアルとマニュアルの作成と実践
- ④自己実現に向けた取組み強化（日中活動支援センターの確立及びアクティヴィティ）
 - A アクティヴィティケア仙台ありのまま舎日中活動支援センターとしての体制を構築し、太白ありのまま舎アクティヴィティと連携する。（定員区分変更と連動）
 - B I L Pの策定にあたってのあり方等の見直し、スタッフの負担軽減と、I L Pの実現及び自己実現支援に向けた専門性の高いケアを目指す
 - a) 策定の意義の確認
 - b) 策定の流れの確認
 - c) 策定方法の確認
 - C I L Pの実現（意思決定に基づいた自己実現）に向けた作成の流れ

等の抜本的見直し、自己実現支援計画へ転換する

D I L P・看護計画・栄養マネジメント計画・リハビリ実施計画を統合した I L Pの策定

* I L P (Independent living program: 自立生活プログラム。以下 I L P)、

* H C P (Hospice care Program: ホスピスケアプログラム 以下 H C P)

E 自己実現に向けた個別具体的取組みへのスタッフのスキルアップ

F アクティヴィティ活動の自己実現支援への抜本的見直し

a) リハ専門職3職種 (P T・O T・S T) の常勤換算3人以上の配置 (全体)

b) 日中活動 (生活介護の場) の拡充 (ユニット活用) による入居者及び在宅の障害・難病の人々の自己実現に向けた取り組みを拡充する (アクティヴィティチームの内容の拡充・実践)

c) ケアスタッフ5名以上体制を目指す

d) 通所対象定員20名の体制構築 (受入れを目指す)

◎ 医的ケアを必要とする人の受け入れ

◎ 行動障害のある人の受入の検討

e) 活動メニューの拡充 (感染症対策を踏まえた対応)

◎ リハビリを含む新たなメニューを検討し、様々な日中活動を準備する

◎ 弾丸ツアーの再開・継続

f) 移動支援体制

◎ 生活介護実施に合わせて、送迎体制を整える

g) 自立ホーム及び自立センターとの関係について検討し、結論を得る

G サポート委員会の充実

H 地域移行支援

a) 相談支援との連携を本格化

b) ヴォランティア講習の開催及び連携を確実に実行

⑤ 入居者支援のためのケアの質の向上に努める

A これまでの研修体制の強化

◎ 人材養成プログラム及びキャリアパスの2026年度中に本格導入する

B 科学的ケア (根拠あるケア・理に適ったケア) の充実を図り、ケアの質的向上を達成すると同時に一層の運営の安定化を実現する

C クオリティ委員会を拡充し、実施体制を強化

D クオリティ委員会の中の3小委員会の充実

E 「ケアの質向上小委員会」に専門部会を設け、職員全員が参加して科

- 学的ケアの導入に向けた取り組み継続。小委員会設置から10年以上の経過を踏まえて完成した「個別マニュアル」の更新と充実を目指す
- F クオリティ委員会の「パーソナル小委員会」にて開始した新人研修（OJT）を継続、中間管理職の指導と育成を目指す
- G 医的ケア小委員会の再開
- H 様々な活動への参加や研修等への参加を昨年同様奨励（感染症対策を踏まえWEB参加含む）
 - a) 内外研修の拡充と外部研修への全スタッフ1回以上の参加
 - b) 参加実績を賞与及び次年度の給与査定に反映させる
- I 第三者評価受審に向けた検討
- ⑥入居者の意識改革への取り組みを本格化
 - A 重度・重症化を踏まえナースコールのあり方や入居者の理解を進める
 - a) 入居者意識 → 重度化重症化に伴い、当初のケア体制では難しい状況が生まれており、年々深刻さを増している。その中で入居者の意識変化もあり、より「自立」に向けた取り組みを進める必要性が出てきており、スタッフの努力だけでは改善は困難
 - b) これまで20年以上に及ぶナースコール中心の入居者対応は、当舎の本来目指す、「牧人権力としての管理の排除と過剰な依存からの脱却」という当舎の理念に必ずしも沿うものかどうかは疑問があった
 - c) 制度変革を機に、ありのまま舎の理念に沿ったケアのあり方に向けた入居者の意識変革を勧めてきた
 - B 意識変革は容易ではないが、エンパワメントを引き出す中で意識の変革を期待し、また現在問われている地域移行・自立・自律において不可欠の要素として、その取り組みを実行してきたと同時に日中活動・委員会活動・行事などへの入居者の主体的な関わりをこれまで以上に積極的に進めた
 - C 地域移行・自立支援を大きな柱とする
 - a) ILPと連動して、個別面談（アセスメント・モニタリング・ヒアリング等）を通して、難病ホスピスの理念と現状について協議開始
 - b) ILP策定・実践・モニタリングの過程で、少しずつ理屈ではなく実感としての意識改革の実践を開始
- ⑦医療的ケア体制の更なる整備と実践の発信
 - A 医療的ケア実施機関としての登録とそれに沿った体制を更に充実
 - B 外部医療機関等と連携を本格的に検討（県南エリアとの連携）
 - C 主治医3名体制の実現
 - a) 常勤医・非常勤医
 - b) 嘱託医
 - c) 外部定期受診医

- ◎2026年度中に9割以上の入居者で実現へ（現在7割実現）
- d) 外部医療機関との連携強化
- D 医療委員会の見直し再編新体制における医療委員会の再開
- E 入居者の異変への早期対応
 - ◎オンコール体制の見直しと新体制の確立
- F ケアスタッフの医的ケア指導体制
 - a) 2012年度見直した医療的ケア等全マニュアル及び体制整備の見直し検討着手
 - b) 医療的ケアの実施手順・指導体制の拡充
 - c) フォローアップ（研修含む）の確実な実施→人材養成プログラムとの連動
 - d) 指導体制の確立（メディカル・ケア・アクト連携強化）
 - ◎安全体制の整備（クオリティ委員会）
 - e) クオリティ委員会内の医療的ケア小委員会を充実。医療的ケアテキスト策定・ヒヤリハット検証・医療的ケアの研修を軌道に乗せる
 - f) 2012年度より介護職員にも一定の条件下で医療的ケアの実施できる機関として認定を受けているが、より確実に充実した研修に向けて取り組む
 - g 同時に同研修を発展させ、重度訪問介護従事者養成事業（統合型）としての実施に向けて検討
- G 医療的ケアショートの拡充に向けた本格的実施に向けて
 - a) 福祉強化型ショート1床の維持充実と共に2床目の受入について、検討と実現を図る（夜勤看護師2名体制前提）→メディカルショートとの関係整理
 - b) 太白ありのまま舎メディカルショーステイ（日帰り）における重症心身障害児者受け入れについて、可能な範囲での受入拡充を進める。※アクティヴィティケアとの連携
 - c) 太白ありのまま舎入居・ショート・日中活動を一体的に捉え、人員配置等を考える
 - ◎医療的ショーステイコーディネート事業と連携を図り、要請があればすぐに対応できる体制（ショート・日中活動）を構築する
 - ◎医療型ショートの受入れの拡充
 - ◎メディカル所属ケアスタッフを配置
 - d) 地域生活支援拠点機能の1機能として位置付ける
- ⑧障害者支援施設難病ホスピスケア太白ありのまま舎の個々の機能充実を達成し、地域拠点となりうる機能とする
- ⑨地域との関係強化
 - A 町内会活動における提案型参加への転換
 - B 参加のみならず、ボランティア養成・地域防災・地域資源の開発

等の提案を通して、地域機能の開発のあり方を探りつつ、その展開の検討

C コミュニティ活動の充実

- a) 地域資源の把握、地域ニーズの把握、地域との関係強化
- b) 地域の実態と住民のニーズ、地域内外の様々な資源との連携も踏まえ、ありのまま舎が行うべき課題を整理
- c) 大震災を経験し、地域における防災の拠点化に向けた取り組みを明確化
- d) 地域に住む医療的ケアを必要とする重度の障害や難病の方々への支援を中心とした地域活動の可能性

D 地域連携推進会議の開催

地域に開かれた施設として、権利擁護・虐待防止の観点も含め障害理解の促進等を図る（年1回以上開催）

⑩リスクマネジメント

A 活動継続計画・マネジメントの更新見直し（ACM = ACTIVITY CONTINUE MANAGEMENT）

B セーフティ会議をACM検討中心に据えた委員会に再編する

- a) リスクマネジメントについて幅広く検討する
- b) 防災・防犯（情報管理・インターネット対策等含む）・事故・感染・食中毒・リスク対応等
- c) 衛生管理（感染・食中毒等）はクオリティ委員会内に専門部会を設置し検討すると同時に、随時施設内外・ケア・共用部分を含め管理を徹底
- d) 防災計画を全面的に見直しACMを策定

C 業務継続計画（防災・感染：BCP）の策定実行及び防災計画の実行と見直し

- a) ハード面の検証及びソフト面の体制を根本的に見直す

D 指定及び協定福祉避難所としての使命を全うするための体制整備を本格的に図る

- a) 地域防災計画との連動に向けて検討開始
- b) 災害福祉広域支援ネットワークへの参画

E これまで行ってきた避難連絡体制等の全面的見直しを体系化し、3重・4重の連絡体制を完成させる

- a) 避難体制（一次～）
- b) 避難後の生活維持体制（備蓄等）
- c) 事業継続の視点
- d) 業務（活動）継続体制の視点
- e) 通信・連絡（緊急メール、無線等通信機器の見直しと拡充）
- f) 110番通報装置の設置と運用（使用方法等の習熟）

- ⑪ボランティア体制の構築（感染症対応を踏まえて）
- A ヴォランティア講座の再開検討
 - a) 目的と意思を明確にして、ボランティアを募集・養成し、登録システムを確立する（受け入れ要項・登録等システム化）
 - b) 登録体制を整備
 - c) 過去の地域の研修会等の経験を踏まえ、研修会を再開し定着させるための検討を行う
 - B コミュニティ委員会に担当を配置し、担当者会議等を開催し、定期的な検討・見直しを実施
 - C 現在のボランティアとの関わりを拡充
 - a) 学生を中心とした茂庭台夏祭りなどの地域交流行事参加
 - b) 気ままに書く会での茂庭台ボランティアグループ
 - c) 車いすダンス
 - d) 入居者個人との関わりでのお手伝い
 - e) 小中学生の体験ボランティアの受け入れなど
- ⑫会議・ミーティングの充実
- A 実質的で効率的な会議・ミーティングを常に目指す
 - B 常にあり方を見直す
 - C 権利擁護・虐待防止の取り組みの充実
権利擁護虐待防止委員会の開催
 - D 感染防止に向けた取組の充実
拡大感染委員会の開催
 - F 地域連携推進会議
- ⑬改善事項等への対応
- A ヒアリング・改善事項・改善要望箱等における諸課題について随時解決
 - B ヒアリング過去分の未実施案件を再度検証整理し、入居者・スタッフに配布し、それに従い計画的に実施
- ⑭施設及び備品管理と補修修理
- A 30年を経過し、様々なところに傷み、老朽化が見られている。
設計施工の業者等による確認の上で、補修と修理箇所の把握とチェックを踏まえ計画的に進める
 - B 撥水工事等に向けた積立等も本格的に検討
実施計画に向けて検討開始（継続） 参考見積徴取など
- ⑮相互信頼と連携強化体制
- A 目標人員に達せず、人的不足は続いている。それを少しでも緩和するためには、個々のスタッフのスキルアップと共にセクション・フロア一間の連携を強化する
 - B チーフ連絡会議のみならず、様々なレベルで本格的に検討させる

- C これまでの慣例に捉われず、新たな取り組み、挑戦、柔軟な発想と即時性のある行動を実践できる体制作りを引く続き求める
- D 具体的には、人事において指導力、判断力、実行力等のある人材を年齢、勤続年数に関係なく登用し、指示、命令、報告等の流れを整理し、共通の認識が常に維持できる体制作りを更に進める
- E 周知伝達連絡体制（2024年度策定）を見直す
- 2）人材確保・養成・定着
- ①定員 生活介護（入所）40名
 施設入所 40名（41平均）
 ショート 2名（稼働率33%以上）
 ※夜間看護師2名配置前提
 生活介護（通所）20名（ショート含む：稼働率15%以上）
 医療型ショート 1名（2025年7月～）（稼働率33%以上）
- ②人材確保目標（別途理性体制）
- A ケアスタッフ 21名体制維持（現在27.6名）
 ※随時充足を図る（アクティビティ含む）
- B メディカル
- a 医師 常勤換算 0.8名（週5日）
 非常勤（神経内科・専門医）3.0名（常勤0.5）
 嘱託（内科） 1.0名（月2回以上）
 専門医（耳鼻科） 月2回
 （歯科） 週1回
- b 看護師10名（現在8.6名）
 助手 1名（現在0名）環境整備
- C アクティビティケア仙台ありのまま舎日中活動支援センター（太白ありのまま舎アクティビティ）
- a) ケアスタッフ 8名体制（Aに含む）（現在7.0名）
- b) PT・OT・ST 常勤換算3名（現在2.4名）
- D 栄養マネジメント（※保育園担当含む）
- a) 管理栄養士 4名（現在3名）
- b) 調理師 2名（現在3名）
- c) 調理補助 3名（現在3名）
- E 環境整備チーム常勤換算1名（現在換算1.5名）
- F 事務局（サビ管1名含） 5名（現在5.0名）
- G 定員 通所20（実績日々2） 施設40名（日中活動含む）
 定員区分変更後
 通所2: (Bb内1.0+Ca7.0+Cb内0.2) =実績2:8.2
 =0.24:1
 施設41: (A内20.6+Bb内7.6+Cb内2.2) =41:30.4

= 1. 3 4 : 1

③人材確保・養成・定着については、法人の方針及び具体的実行に沿う（法人事務局 人材確保・養成・定着参照）

A 虐待防止権利擁護委員会を設置し、虐待防止・権利擁護の醸成に努める

B 外国人人材の雇用を拡大し、安定した人材確保とより質の高いケアの実現を目指す

3) 年間行事

2026年

4月1日 障害者支援施設難病ホスピス太白ありのまま舎開所記念会
(辞令交付式)

7月 茂庭台夏祭り（第31回太白ありのまま舎花火大会）

12月 さとう宗幸さんクリスマスコンサートクリスマス会

2027年

1月 新年礼拝

通年 コンサートの開催

4) 各セクション・フロア事業計画

①青葉の杜・広瀬のせせらぎブロック（ケア）

目標

A 入居者・ご家族との関わり方について

a) 入居者との関わりを増やす

青葉のみどり・広瀬のせせらぎブロックの入居者は、ベッド上で過ごされ、胃瘻による経管栄養を行っている方がほとんどであるため、車椅子移乗を週1回以上行う事を目標とし、担当スタッフだけではなくブロック全体で関わるようにする

ご本人、ご家族にとって一番大事な誕生日を担当スタッフが中心になりより良い記念の日となるようお祝いをする

b) ご家族との関わり

ご家族が来舎された際は、車椅子移乗の声掛けを行い、一緒に過ごせる時間を持てるようサポートする

ご本人の健康状態や普段の様子を伝える事で信頼関係を築いていく

B スタッフ間の連携について

入居者との関わりを増やす為にも、効率よく業務を行えるよう情報共有や連絡事項をブロックスタッフ間でしっかりと行う

入居者の健康状態や日々の変化等について、ブロックスタッフ全体で把握し、他セクションと連携を取りながら、入居者それぞれに合ったケアを提供する

C 難病・医的ショートステイについて

ケアスタッフの体制が厳しい中ではあるが、他セクションと連携し、ご本人やご家族のニーズに応えられるよう努力する。2026年度も引き続き安心して利用して頂けるケアを行っていく。

従来の福祉強化型に加え医療型の安定運営を具体的に進めていく。

定員の充足を目標にしているが、スタッフの充足に応じて確実に1名受入れ体制を目標（30日利用）とする

D スタッフのケアの質の向上について

青葉のみどり・広瀬のせせらぎブロックには自分の意思が中々伝えられない方が多くいるため、一日の業務のほとんどはオムツ交換と移乗である。その中で、日々の業務が流れ作業になってしまわない様、その方々の気持ちや意思を考え尊重しながら声がけやケアにあたる

入居者とスタッフがお互いに安全で安心出来るケアを目指し、常に学ぶ姿勢を持って何事にも取り組んでいき、ケアの質の向上を目指す。

ケアに入る際は、常に「心遣い」「礼儀」「丁寧」を念頭に置き、入居者・ご家族・次に入るスタッフの事を意識しケアを行う

②定禅寺の陽ブロック（ケア）

A 定禅寺の光ブロックの取り組み

a) 入居者一人一人のことをスタッフが知る。

ここ数年で原疾患の進行により身体的、精神的にも状況に変化が生じてきているため、入居者一人一人の変化を見逃さず、科学的な根拠に基づいた適切なケアが行えるよう努める

b) 定禅寺の光ブロック企画を定期的に行っていく

定禅寺の光ブロック企画もコロナ禍に比べ企画を行えるようになってきているので、適切な対策を行いながら、今後も工夫をしながら余暇を充実しQOLの向上に努めていく。また、イベントや企画の中で入居者同士の関係性を深める

c) ご家族との関係性を築いていく

コロナ禍で以前に比べ、ご家族と入居者、スタッフとの関係性が薄れがちだが、実際にご家族の訪問回数も減少傾向にあり、ご家族が来舎された際に入居者の様子を気にされているご家族も多い。

来舎された際は入居者が日々どのような様子で生活されていたかなどをお伝えし安心して頂く

また、第1キーパーソンのご家族の高齢化も進んでいる。将来的なことも考え、入居者ご本人やご家族にも今後について考えて頂く機会を作っていくよう努める

B スタッフスキルアップ

a) 報告、連絡、相談を徹底して行っていく

入居者の状態の変化や新しい入居者が増えるなか少人数でブロック

業務を行っているが、定禅寺の光ブロックでの情報を密に共有し役職に関わらず日々起きる問題や課題に個々に取り組み、解決する力を身につける

b) 責任感と向上心を高めていく

業務において役職者だけが責任感を持って働くのではなくその他のスタッフも責任感を持って業務に取り組む。また、役職者は他スタッフの模範となり、指導、教育を行っていく。お互いに刺激となりケアの質の向上に努めていく

c) ケアの知識、技術を学ぶ

日々の業務を行うだけでなく、知識や技術を学ぶ機会を増やし、入居者がより安心して充実した生活が送れるよう活かしていく
定期的な勉強会の実施、マニュアル作成、スタッフ同士のモニタリング、アセスメント、エバリュエーションを行う

C 目標

定禅寺の光ブロックは、以前は活発なブロックでご家族との関係性も深いブロックだった。しかし、近年入居者の高齢化、原疾患の進行に伴う入居者の変化、介助量の増加、第1キーパーソンのご家族の高齢化に伴う問題等の課題が出てきている

入居者の要望やニーズを正確に把握し、日々の入居者の変化に気を配り、明るく楽しい活発なブロックを目指していく。また、入居者が自分のやりたいことを自己実現できるよう意思を尊重しながら、スタッフ自身もスキルアップし、そのサポートを行う中で、ありのまま舎の理念である「共に生きる」を目指していく

③晩翠の詩ブロック（ケア）

1 基本方針

a) 入居者と関わる時間を作る

担当スタッフが出勤している際は、自分の担当入居者との関わりを持つ時間を5分でも良いので持つよう心掛けていく。また、ブロック責任者は担当スタッフが入居者との関わりを持つ時間が作れるように業務を調整し時間を確保できるよう努める

廊下やデイルームですれ違った際も一度立ち止まり入居者との関わりを持つ時間を作っていく。入居者、ご家族、スタッフがお互いに信頼し合える環境作りを行っていく

b) 入居者間での交流の場を提供する

入居者間での交流を深め、お互いに理解し合い、入居者同士の信頼関係を築いていく。入居者同士が交流出来る場として、定期的に企画を行う

c) スタッフ心得の確認

業務で忙しく、スタッフの基本姿勢である、挨拶・礼儀・言葉遣いが疎かになりがちだが、改めてスタッフ一人一人が見直しを行っている。またスタッフ同士でも意識を持って業務に取り組んでいく。

d) スタッフ間での連携を高める

業務について男女スタッフ問わず、一日の流れを把握し、無駄のないスムーズなケアを行う。スタッフ間で互いを認め合い、経験や年齢を問わず自由な発想で意見交換出来る現場を目指す。担当だけでは解決が困難な課題については、フロア一全体で取り組む。スタッフのスキルアップに積極的に取り組み、報告・連絡・相談を常に確実にやっていく

2 目標

他ブロックスタッフに協力頂く部分が多くあり、入居者の望む生活を実現する為に情報の発信を多く行う必要がある。周知を継続して行うとともに、ブロックとして出来る事、しなければならないことを皆で考え、取り組んでいく

入居者の高齢化や重度化が年々進んでいるが、入居者一人一人モニタリング・アセスメントを細かく行い、入居者一人一人の現状を把握し、入居者一人一人の身体・精神状態に合ったケアを提供していく

また、企画について、前年度に引き続き定期的に季節に合わせた行事を積極的に行っていく

④メディカル事業計画書

i) 夜勤体制の安定と確立（24時間体制）と日中の強化

ii) 太白ありのまま舎医務室（診療所）

◎目 的

太白ありのまま舎の進行する疾患を持つ入居者も安心して生活出来るよう、医療の充実を主たる目的として設置

◎入居者の健康管理

○定期健康診断 年2回の実施〔6月・11月〕

○胸部エックス線検査の実施 〔年1回の実施〕

○体調不良時の診察・加療・処置

○インフルエンザ予防接種の実施〔11月〕

○感染症発生時の対応および指導

◎入居者の原疾患に対する対応

○定期薬の処方

○定期的受診の実施（定期検査・処置など）〔年1～2回〕

○ご家族との協力体制の確立

◎入居者の急変に対する対応

○救急処置、加療、病院紹介

○事前掛かり付け医の確保

- ご家族との協力体制の確立
- ◎難病ホスピスとしての取り組み
 - 進行性疾患をもちながらも最後まで生活の場で過ごしたい、という入居者の希望に添うため、他職種と連携をとりながら難病ホスピスとしての機能を果たしていく
 - 看護計画作成（定期的見直しと、評価、再立案）とILPとの連携
 - ケアスタッフへの医療的ケアの講習・指導
- ◎短期入所および通所事業に対する取り組み
 - ご利用されるご本人およびご家族のニーズを理解し、ご利用者の希望に添えるような対応を、ケアチーム・アクティビティと連携をとりながら難病ホスピスメディカルとしての機能を果たしていく
 - 看護計画作成（定期的見直しと、評価、再立案）と、ケアチーム・アクティビティ・栄養マネジメントとの連携
- ◎スタッフの健康管理
 - 夜勤従事者健康診断年2回の実施〔6月・11月〕
 - 11月～12月全職員健康診断実施
 - 腰痛検査
 - 年2回実施〔①6～8月、②11～3月〕
 - インフルエンザ予防接種の実施〔11月〕
 - ・インフルエンザ感染時（家族含む）の指導及び対応
 - コロナウイルス感染症予防における対応
 - コロナウイルス感染時における対応と協力
 - 体調不良時の診察、加療、処置
- ◎県南ありのまま舎（亘理）メディカルとの協力体制
 - メディカルスタッフ体制整備
 - ・新職員研修受け入れ対応
 - 入居者（ご家族を含め）に対する体制整備
 - ※『難病ホスピスとしての取り組み』に準じた体制の確立
- ◎チャイルドケア仙台ありのまま舎保育園へのメディカル面でのバックアップ（メディカルセンターの開設までの、医療面におけるバックアップ）
- ④栄養マネジメント（給食事業）
 - A 給食業務の運営
 - a) 献立作成
 - ◎入居者の方の声を反映させた給食
 - 嗜好調査などの栄養マネジメントを活かした献立作成
 - ◎メディカルとの情報共有による給食
 - 病態並びに身体機能の適した食事の提案、提供
 - b) 仕入れ業者の選定

- ◎価格、鮮度、対応の比較
- ◎食材毎に対応できる業者選び
- c) 発注
 - ◎食数管理による発注数の管理
- d) 検収（納品）
 - ◎発注数の確認
 - ◎鮮度、品温（厚生労働省：大量調理施設衛生管理マニュアル参照）の確認
 - ◎賞味期限、消費期限の確認
- e) 下処理
 - ◎適温にての保管管理
 - ◎献立並びに喫食者の状態にあった食材の下処理を実施
 - ◎原材料 50 g 以上採取。－20℃以下で 2 週間保管
- f) 調理
 - ◎衛生管理。（調理器具、食器、衛生区域・非衛生区域の区別）
 - ◎非加熱食品の殺菌（微酸性電解水使用）
 - ◎加熱調理食品の温度管理（中心温度：85℃以上 1 分以上）
 - ◎病態、身体機能にあった調理の実施（個々に適した対応提供）
- g) 食事の提供（配膳）
 - ◎適時、適温にての給食提供（喫食時間の把握、保管温度の適正管理、ホールディングタイム厳守。温冷カート、IH 調理器などの使用）
- h) 喫食後の管理
 - ◎下膳後は速やかに残食処理、計量を実施
 - ◎調理器具、食器等の洗浄殺菌（次亜塩素酸ナトリウム、微酸性電解水、食洗機、乾燥庫、保管庫使用）
 - ◎厨房内の清掃（クレンリネンススケジュールによる実施）
- B 充実した支援実現の為、管理栄養士 3 名体制
 - a) 栄養マネジメント計画に基づく、入居者個々への支援の実施
 - b) 日常的な「食」に対する個別支援
 - ◎身体的状況の把握
 - ◎各専門職との連携による機能評価（経口維持・移行への取り組み）
 - ◎評価に基づいた、食形態の提案
 - ◎嗜好調査、残食調査による「食傾向」の把握
- C 安全な食事、衛生的な環境の提供
 - a) 食品管理（給食業務に準ずる）
 - ◎食材、食品の適温管理を実施する為、定期的な機器等のメンテナンス
 - b) 衛生管理
 - ◎清掃の実施、帳票類の記入は毎日行い、責任者が確認を行う

- ◎食事介助に入る際には、施設指定のエプロン並びに三角巾を使用し、異物混入等を予防。また、介助前後や介助中に他の作業を行った場合には、手洗いを実施するように指導
- ◎各ブロックに関しては、毎食配膳前後の拭き取りや食べこぼしの清掃を行い、常にキレイな状態を保つように指導
- ◎喫食前には手洗い、または除菌シートにて清潔を保つ
- ◎個人持ちの食器に関しては、定期的な消毒などを行う
- c) 事故（食中毒・異物混入など含め）発生時の迅速な対応
 - ◎施設内でのマニュアル、連絡、報告の確立
 - ◎発生後の分析の実施により、再発防止に努める
- d) 注意喚起
 - ◎季節等による、「食」に関わる情報の収集を行い、入居者・ご家族スタッフに注意喚起を、ポスター掲示や文書配布、情報放送などで行う
- e) 舎内での勉強会の実施
 - ◎「感染症、食中毒」についての周知（随時）
 - ◎入居者対象での調理実習。（月１回）
 - ◎新人研修「衛生管理について」実施（随時）
 - ◎季節に合った「食」についての周知（毎月）
 - ◎調理技術の向上について（随時）
- f) 楽しむ食事の提案
 - ◎変化に富んだ食事の提供。普段とイベントとの差により食事への変化を楽しんで貰う
 - ◎給食では選択メニューなどの提供（毎週２回）
 - 週ごとに、提供方法に変化を持たせる。定番化しない
 - ◎月毎のデザートバイキングの提供（月１回）
 - ◎栄養士による企画と給食以外での食への楽しみの提供
 - カフェの実施（随時）
 - 季節にあった企画の提案（随時）
- g) 入居者へのサポート自主性の尊重
 - ◎病態に応じたサポートの実施。制限がある方への食品購入アドバイスの実施
 - ◎人間の３大欲求の１つである、【食欲】を失わない様に、苦痛を伴わず経口摂取出来る事を目的とするサポートの実施
 - 食形態の確立。形態が変更しても美味しいと思って貰える様に、常に自分達で試作品を作成し、より良い食事の提供を目指す
 - ◎入居者の意見も尊重した食事提供が出来る様に、常にコミュニケーションをとる
 - ◎食事を選ぶ事や、考える事を入居者と一緒に行い、一方的な提供にならない様にする

- ◎企画、イベントを通し、他への興味へと繋がる様にサポートして行く
- ◎チャイルドケア仙台ありのまま舎保育園の給食提供施設としての機能の充実
- ⑤アクティヴィティ仙台ありのまま舎日中活動支援センター事業計画
(太白ありのまま舎アクティヴィティ)
- A 目的：日中活動として、入居者の日中の時間をより良いものにしていく為にできるだけ参加して頂く。また、外部利用者については、日中のケアを含め、日中活動を継続的に行っていく。スタッフの充足に応じて、日中活動の充実を図っていく

リハビリとしては、心身機能の維持、回復のための訓練を行う。広くは人が本来持っている人権や権利を回復し、保証していくことを目指す。リハビリスタッフ間での情報共有や教育的観点から、感染対策を取りながら、カンファレンスを不定期で実施する。また、知見や技術を深め、研鑽を目的とする勉強会も同様に不定期で実施する

現在外部利用者2名の方が生活介護利用中。1日ベースでより多くの方の利用となるよう、より良い外部利用者の生活スタイルを基盤としていく。

また、安全に生活していける様に、日中活動の在り方を検討していく
- B 作業療法（OT）
 - a) 実施日時：毎週火～水曜日 9：30～11：00職員配置により柔軟に対応
 - b) 実施場所：ディルルーム、居室、ホール
 - c) 実施内容：毎週火・水曜日9：30～11：30は、集団作業療法として、OTの指示の下、入居者・外部利用者へ塗り絵、スクラッチアート、絵画、書字練習、ビーズ細工、お花紙アート、アンデルセン手芸等を行っていく。それ以外の時間はOTが個別OTを実施する

入居者・外部利用者の希望に沿って「やれる作業ではなく、やりたい作業」を行い自己実現に向けた取り組みを行う。また、水分補給の事も考え、コーヒーや紅茶を皆さん一緒にお話しをしながら飲む予定
- C 理学療法（PT）
 - a) 実施日時：毎週火～土曜日 9：30～16：30
 - b) 実施場所：PTスペース・居室
 - c) 実施内容：PTが中心となり、非常勤PT1名も含め一週間に1～2回のペースでリハビリを行って行く予定

D 言語療法（ST）

- a) 実施日時：毎週火～土曜日 9：30～16：30
- b) 実施場所：デイルーム・PTスペース・居室
- c) 実施内容：STが中心となって、嚥下訓練や発語・コミュニケーション訓練を行っていく。栄養マネジメント・メディカルと連携

E 生活介護（日中活動）

- a) 実施日時：火曜日～土曜日 9：40～15：30
- b) 実施場所：アクティヴィティホール等
- c) 実施内容

・火曜日：AM・OT	PM クイズ
・水曜日：AM・OT	PM・ｽﾎﾟｰﾂﾚｸﾚｰｼｮﾝ
・木曜日：AM・体操	PM・ジェスチャーゲーム
・金曜日：AM・クイズ	PM・音楽レクレーション
・土曜日：AM・折り紙	PM・ゲーム

※その他希望に応じて設定していく

※感染症の対応に応じてメニューの変更をしていく事あり。またソーシャルディスタンス・換気を行いながら活動を行っていく

<入居者の日中活動時間>

AM 9：40～10：50頃（2班に分けて活動）

PM 14：20～15：30頃（2班に分けて活動）

日中活動へ上記メニューで自由参加

※感染症対応として、1グループ活動を30分程度としていく

d) 外部利用者・生活介護の流れ

9：00～10：00 外部利用者到着

（送迎車はありのまま舎9：00出発し、ご自宅住所により送迎時

9：30頃に利用者ご自宅着予定。自主送迎あり）

9：40～ 健康チェック

10：00～ 作業（レク）開始（途中に水補）

11：30～ トイレ・食事準備

12：00～ 食事開始・リラックスタイム

14：00～ 作業（レク）開始（途中に水補）

15：00～15：30トイレ・帰りの準備・外部利用者帰宅

（送迎車出発。ご自宅住所により送迎時間は15：30～16：20頃に利用者ご自宅着予定）

※上記時間にて外部利用者はサポートしていく予定。食事介助、排泄介助等の日常のケアは込みとする

外部利用者については、ご本人の障害に合わせた介助を基本とし気分転換と安定した日常生活上のケア及び日中活動サポートを提

供。また、ご家族の介護負担の軽減を図る。利用者数に応じてバランスを考えながら時間配分を検討していく

F 弾丸ツアーの再開（再開については要検討）※以前に行った場所

- ・花見（４月）
- ・青葉祭り（５月・土曜日）
- ・天文台（６月）
- ・博物館（７月）
- ・七夕まつり（８月）
- ・定禅寺ストリートジャズフェスティバル（９月土曜日）
- ・みちのくYOSAKOI（１０月・土曜日）

※博物館と美術館は展示物によって外出する月を変更する 可能性あり

※仙台市内各所にある施設、もしくはイベントを見学しに行く。外部利用者と、興味のある入居者、普段外出できない入居者をリストアップする

※インフルエンザ・風邪等の流行期の１０月～３月は中止

⑥環境整備チーム

A 年間計画

- a) 施設内外の清掃の徹底は元より、より細やかな仕事ができるようにしていく（感染症対策含む）
- b) 入居者の生活空間の充実
- c) 施設内備品の清掃と管理
- d) 大掃除の時期を９月～１０月に設定
- e) ワックスがけの時期９月～１０月に設定（感染症の状況による）

⑦委員会

A 入居者活動委員会（コロナウイルス感染症の状況踏まえて）

- a) 施設内で行うコンサートや季節行事を企画
- b) 障害者対象のイベント等に積極的に参加

B コミュニティ委員会

- a) 見学対応（個人、団体等）
- b) ヴォランティアの対応（ヴォランティア拡大活動）
- c) 地域活動窓口
- d) 地域広報
- e) 年間行事（コロナウイルス感染症の状況により）

2026年

４月１日 太白ありのまま舎開所記念会（辞令交付式）

７月 茂庭台夏祭り（第３２回太白ありのまま舎花火大会）

１２月 さとう宗幸さんクリスマスコンサート（２０２６）

2027年

１月 新年礼拝

通年 コンサート・人形劇の開催

C スタッフケア委員会

コロナウイルス感染症の状況を踏まえて工夫した形を模索する
(会食や密を避けた内容など)

- a) 日頃の業務で疲れているスタッフが少しでも仕事を忘れて楽しめるようなイベントの企画を行う
- b) スタッフの希望を取り入れ、なるべく多くのスタッフが参加出来る様なシステムを作っていく
- c) イベントに参加する事で、心身共にリフレッシュし、また元気に業務に励める様な機会を作っていく
 - ・ 4月～ 7月 新人歓迎会
 - ・ 8月～11月 親睦会
 - ・ 12月～ 1月 忘年会、新年会
 - ・ 3月 送別会

D クオリティ委員会

a) 医的ケア小委員会

◎特定研修の実行

◎スタッフの医的ケアの研修及び検証

○医的ケア研修ファイルの見直し

○インシデント等の検証

b) パーソナル小委員会

◎人権感覚をもち理念を発信できる人材養成のための職員研修実施

◎新規採用ケアスタッフが変則勤務を含む業務に就く前に、入居者のケア・ケアスタッフの立場だけではない、入居者の立場を理解したケアを行なえるよう、入舎年度に合わせた研修プログラムを研修担当スタッフと共に作成し実施する

◎1年目スタッフへの相談指導として、「ホスピスOJT (On - The - job Training)」を計画的・継続的に進める

◎中間管理職人材養成のための職員指導を行う

c) ケアの質向上小委員会

◎目的 太白ありのまま舎の進行する病を持つ入居者が安心して生活出来るよう、ケアの質の向上を図り、ケアの充実を主たる目的として設置

○ケアの質の向上による安定と確立

○ケア体制の強化

○ケア業務マニュアルの作成

・ 各部会との連携によるマニュアル化の充実を図る

・ 個別マニュアルの更なる充実と、個別ケアに対するスタッフへの指導（新人研修及びスキルアップ研修開催）へと繋げる

○部会活動の充実（下記部会を整理統廃合予定）

- ・ 感染部会（感染防止拡大委員会へ：毎月第3水曜）
- ・ 嚥下部会
- ・ 口腔ケア部会
- ・ スキンケア部会
- ・ コンチネンス部会
- ・ ボディメカニクス部会
- ・ コミュニケーション部会
- ・ リスクマネジメント部会
- ・ メンタルケア部会
- ・ 全職員が、1部会へ属する⇒目標意識を生み出す
- ・ 個々人の能力が引き出し、ケアの質の向上及びモチベーションアップへと繋げる

○研修・セミナー・勉強会参加への対応

- ・ 研修・セミナーなどの情報提供
- ・ 基礎的知識を習得し、知識・技術のレベルアップにより、入居者の生活の安全・安心の充実を図る

○亘理ありのまま舎、ケアの質向上に向けた取り組みの支援等

- ・ 基本的知識を習得し、知識・レベルアップにより、入居者の生活の安全、安心の充実を図る
- ・ 各部会による講義、実地指導（テキスト・マニュアルの活用）
- ・ 継続的指導・フォローアップ研修の開催

E サポート委員会

a) I L Pのアセスメント～モニタリングまでを担当

- ◎新（統一）I L P（H C P）の策定手順の確認
- ◎ありのまま舎の理念・ケアの本質（入居者の自己実現支援へ）及び今後の方向性の確認
- ◎L Pの策定と進め方の確認
- ◎ナーシングプラン（看護計画）の見直し
- ◎栄養マネジメント計画の見直し
- ◎新I L P策定
- ◎統一に向けて記録のあり方も見直す

○入居者のケアにおいて、人員に見合った勤務体制を検討

b) 支援体制の見直しと整備

- ◎日中介護及び日中活動（生きがいと働きがい）の拡充→「生活介護事業」「就労継続事業」等の活性化＝自立センター等連携統合

- ◎個別支援・グループ支援の再編
- ◎入居基準の定着・入居規程(入居基準に従ってインテークを実施)
- ◎現況調査からグルーピングの作成
- c) カンファレンスの実施
 - ◎固定日による定例開催
- F セーフティー委員会
 - ◎災害時等のリスクマネジメントの対応や施設の事業維持・継続が図れるよう定期開催検討していく

5 チャイルドケア仙台ありのまま舎保育園

1) 2026年度方針

- ①社会福祉法人(以下、法人)ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、仙台エリア2026年度基本方針及び「チャイルドケア仙台」方針に基づき、以下実行する
- ②医療的ケアを必要とする子どもたちの生活支援と医療支援を一体的に行い、医的ケアが必要な子どもたちも普通に活動できる環境を構築する(障害に応じた医療ケア提供する)
- ③病児・病後児保育の受け入れ体制の整備を目指す
- ④法人内施設及び近隣福祉事業所職員の子供の受け入れを可能にして、スタッフが安心して育児と仕事を両立することができる環境作りを作る
- ⑤送迎体制を検討する
- ⑥仙台市内における子ども支援について検討を開始する
チャイルドケアの抜本的見直し検討を進める(児童発達支援・放課後デイ等も含め)

2) 2026年度事業計画

- ①2026年1月時点では園児3名程度(従業員枠2名、地域枠1名)
スタッフは1月時点で常勤2名、補助員1名、事務員1名確保
- ②園児の確保と合わせて、常勤看護師1名、常勤保育士5名体制を目指し、それ以降は必要に応じて検討する

③園児

* 目標定員

A 12名程度(定員区分)

0歳児	3名
1-2歳児	7名
3-4歳児	2名

B 茂庭台を拠点にありのまま舎スタッフを中心に受け入れる

C 近隣の福祉施設職員の方々へも呼びかける

D また地域住民のお子さんも受け入れる

E 今年度も引き続き、障害のある園児、医的ケアが必要な園児を受入れていく(病児保育や日中一次支援等の検討)

F その他地域資源とも連携しながら、支援を展開する

* 目標ケア体制（人員体制含む）

- A 保育士 5名（園児増員に合わせ今後検討）
- B 看護師 1名
- C 補助員（子育て支援員）1名程度（パート）
- E 併設する訪問看護と連携し一体的運営を目指す
- F 事務 1名
- G 食事等は外部（太白ありのまま舎等）からの搬入（栄養士・調理員）

- ④基本開園時間8時～18時（10時間）とし、延長保育を含め開園は7時半～18時とする。また土曜日は第二・第四土曜日を開園日とする。
- ⑤2025年度は園児が定員以下での運営で、赤字を計上したため法人より支援を受けたが、2026年度は収支ゼロを目標に運営する
- ⑥同時に今後開設が予定されているナーシングケア仙台ありのまま舎メディカルセンターと連携する
- ⑦活動の場として、太白ありのまま舎、茂庭台地全域を想定
- ⑧2026年度は栄養士と相談しながら食育を取り入れ、豊かな経験ができた。2026年度も続けていきたい

6 ナーシングケア仙台ありのまま舎メディカルセンターの開設

1) 理念

法人及びコミュニティ基本計画における基本理念に基づき、誰もが自ら望む生活の場が選択できる環境を整備し、障害や疾病の有無に関わらず誰もが自己実現するための生活拠点を確認し、差別のないコミュニティを目指す

ただ単に、地域で暮らすのではなく、人としてその役割を担い、共に暮らす場であるコミュニティを目指す就労等働きがい以外の生きがいとして取り組める活動拠点を構築する重度の障害や難病に限らず、難治性疾患等慢性的な病いに苦しむ人々すべてを念頭に置き、その正しい理解の啓発と当事者等の交流、情報発信等様々な方法で、その理解を深め、長期の治療や医的ケアが必要な人でも、自らが望む場において自己実現できるケア（ケアコミュニティ）を目指す

そのために医療的ケアの支援体制を構築する

2) 方針

- ①医療的ケアを必要とする難病や障害のある人々を中心に医療支援と生活支援を一体的に行う
 - A 重度心身障害児の療養通所介護（日中活動支援センター含む）
 - B 難病・重症児ショート支援（太白ありのまま舎併設）
 - ◎医的・多機能・共生型（ミドル・ロングも含め検討）
 - ◎日中活動と連動（お泊りディ・ディホスピス等）
- ②在宅ホスピスの支援を行う

ホスピスディ・在宅ディ・がん・難治性疾患等への支援を念頭にコミュニティにおける生活拠点確保のため、関係機関等と連携し、生活拠点における差別・制約・制限のないコミュニティを目指した医療支援を行う

③家族や友人との生活を守る医療支援を目指す

④事業開始・人材確保計画の策定と実行

3) 人員配置

①訪問看護（訪問看護ステーション）

A 看護師 訪問看護師 常勤換算 3 名以上

B PT・OT・ST（3 職種）常勤換算 1 名以上
（一部太白ありのまま舎日中活動兼務）

C 事務 1 名（仙台エリア兼務）

3) ケア体制

①太白ありのまま診療所及び保育園との連携

医療的ケアが必要な保育児童のために常時 NS 1 名は常駐する実際には児童等の事情に合わせてその都度検討する

②介護保険・医療保険の事業所指定を受ける

③仙台エリアコミュニティ地域生活支援拠点体制（連携）確立

仙台エリアコミュニティ内の法人拠点との連携体制の構築

④ありのまま舎以外の他機関との連携

⑤ホスピスディ・在宅ディ・がん・難治性疾患・難病中心

⑥地元医師会・開業医、近隣の協力医療機関等との連携体制も視野に体制を構築する

⑦太白ありのまま舎医療委員会との連携

⑧基本 24 時間・365 日の実施を目指す（但し、開所時は状況を判断して実施）

⑨夜間のオンコール体制を敷く（運営見込には加算は見込まず）

⑩機能強化型 2 を申請（諸条件確認）

⑪権利擁護・虐待防止の取り組みを連携しながら行う

4) 2026 年度方針

①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針・基本計画、仙台エリア 2026 年度基本方針及び「ナースングケア仙台」方針に基づき、以下実行する

②看護師確保を最優先とするが保育園他事業の安定化を踏まえて 2026 年度中の開設は状況を見ながら検討する

③2026 年度は年中の開設を見込場合は、赤字の可能性が大きいが最小限（事業開始時資金投資の範囲）にとどめるよう努力する

④同時に開設されている保育園（「5」参照）と一体的に整備することを前提とする

⑤なお、2026 年度 4 月以降開催される理事会・評議員会において、随

時他事業の状況も含め報告の上、最終的な事業内容、時期、予算措置等を諮りながら事業を軌道に乗せる

⑥事業開始・人材確保計画の策定と実行

7 アクセスクエア仙台ありのまま舎移動支援センターの開設の検討

1) 2026年度方針

①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、仙台エリア2026年度基本方針及び「アクセスクエア仙台」方針に基づき、以下実行する

②現在、太白ありのまま舎における、ショートステイ及び日中活動の利用者の送迎（基本計画「ありんこ送迎事業」）を中心に実施されている移動支援を拡充し、基本計画における「仮称 ありんこライナー事業」及「仮称 ありんこシャトル事業」を具体化するための検討を開始する

2) 2026年度事業計画

①2026年度はこれまでの日中活動支援センターの利用者送迎（ショート及び生活介護事業による日中活動）を拡充し、保育園並びにメディカルセンター利用者の送迎等も視野にいれながら、事業開始を目指す

8 仙台エリア地域生活支援拠点計画

1) 仙台基幹相談・サポケア仙台、ホスピスケア太白（ショート含む）、ホームケア仙台、アクトケア仙台、ライフケア仙台、チャイルドケア仙台をネットワーク化するとともに、仙台市内の社会資源を結ぶ体制、更にナーシングケア仙台、アクセスクエア仙台を追加できる体制を検討する

2) 2026年度の仙台市地域生活支援拠点の動向を見ながら計画の実現を目指す

3) こども支援についての検討の上、2026年度中に方向性を示す

4) サポケア仙台の体制確立と共に仙台市障害者基幹相談支援センター事業の運営を本格的に実施できるよう、仙台市及び関係機関と調整を踏まえながら連携を深めていけるよう進めていく

5) アクティヴィティ仙台ありのまま舎の体制整備とホスピスケア太白ありのまま舎アクティヴィティとの連携整理

9 仙台市障害者基幹相談支援センター

2024年10月から仙台市からの事業受託を受け、主に業務引継ぎと調整中心の事業実施となり、2025年度は本来の目指すべき基幹相談支援事業あり方を踏まえながら、仙台市との調整や助言を得ながら安定した事業運営を目指した。2026年度以降は2026年度から2028年度までの受託が決まり、引き続き仙台市と連携しながら法人理念に則り下記のとおり取り組んでいく。

1) 2026年度方針

①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、仙台エリア地域生活支援拠点計画、仙台エリアコミュニティ202

6年度基本方針及び第7期仙台市障害者保健福祉計画・仙台市障害福祉計画、仙台市障害児福祉計画に基づき以下実行する。並びに法人「相談支援基本計画」に基づき活動する

- ②仙台市が求める基幹相談並びに本来あるべき基幹相談の姿を追求し、障害・難病等をはじめとする地域住民及び地域支援者への責務を果たす
- ③2026年度は、仙台市内の相談支援事業所等との関係構築及び仙台市が求める基幹相談機能を遂行し、各事業所から見えてきた地域課題を自立支援協議会との事業連関で解決していく
- ④仙台市、相談支援事業所等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める
- ⑤本法人の理念と基本計画に基づき事業を行うとともに、関係法令等を遵守し、基幹相談支援センターとしての機能を果たす

2) 2026年度事業計画

- ①仙台エリアコミュニティ基本方針の共有を図り、その実現に向けて支援体制のあり方を評価し、地域の実情に合った支援体制を構築していく
- ②継続して関係機関（仙台市、自立支援協議会、相談支援事業所等、介護保険等事業所等）との関係づくり及び効果的なネットワークを維持・形成する
- ③障害のある方が地域でその人らしい生活を送ることができるよう、縦断的なライフステージのつながりによる支援体制を地域包括支援センターと連携し事業を展開できるよう、体制構築に努める
- ④業務内容
 - A 総合的、専門的な相談支援の実施
(支援者支援及び合同事例検討会)
 - B 地域の相談支援体制の強化の取組み
 - C 自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組み
 - D その他の取組み
- ⑤予算
 - 2026年度事業予算に沿って実行する

ii) 名取エリアコミュニティ

2026年度基本方針
2026年度中に第2期5カ年計画において策定された名取エリア地域生活支援拠点計画を見直し、新たな計画を策定すると共に資金計画を検討し、第3期5カ年計画後期に備える 特に、「被災防災減災支援」「街づくり」「人権擁護」「人材養成」「相談支援」「居住支援」「緊急時支援」「自己実現支援（体験支援等含む）」の8機能を軸に現在の名取エリアの実情に合わせた地域生活支援拠点整備実行計画を策定する

1 サポートケア名取ありのまま舎難病・障害者相談支援センター

1) 2026年度方針

- ①ご本人のニーズを起点とした基本相談支援に丁寧に取り組むとともに、本人の持つ力（ストレングス）に着目したアセスメント、及びモニタリングに重点を置いた計画相談の継続的な支援を実施する
- ②地域への情報発信やつながりのための行事の実施、個別支援を通しての繋がり等により、地域住民・各関係機関との連携体制を構築する
- ③相談支援を通して地域ニーズを把握することで、医療的ケア及び難病、重度障害児者を含め、誰もが住み慣れた場所で希望する生活やコミュニティ生活を支援することができるような地域体制を検討する
- ④そのコミュニティにおける必要な社会資源の検討・整備を念頭に相談支援を核とした地域拠点等整備を積極的・具体的に構想し提案・行動する
- ⑤名取エリアは東日本大震災被害にあった地域で、以前にも難病及び支援者の方々への支援を実施したエリアでもあったため、復興途上のエリアにおいて、被災難病患者・障害児者への支援の活動拠点として、引き続き相談支援事業を受託する意義の大きさに鑑み事業を推進する
- ⑥体制は各サポートケアとの連携を強化し、常勤換算3名の配置とする。計画相談のニーズが高まっている状況を鑑み、相談支援専門員の増員についても検討を行う
- ⑦相談支援事業は地域支援の基礎となる事業であり、法人理念及び名取エリアコミュニティ基本計画の遂行のため、収支の枠を超えた体制（赤字）でも実施する
但し、無駄のない支出について日頃から意識することで、赤字幅の縮減体制を構築し、また取得可能な加算要件等を満たすことで収入増を図る
- ⑧相談支援基本計画の実現に向け、相談支援の質の向上を図っていく

2) 2026年度事業計画

- ①名取市障害者相談支援委託事業の適正な実施
 - A 個別相談援助
 - B 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
 - C 社会資源を活用するための支援
 - D 社会生活力を高めるための支援

- E ピアカウンセリング
- F 権利擁護のために必要な援助
- G 専門機関の紹介
- H 自立支援協議会に関する業務
- I その他市町が必要と認めるもの

②指定特定相談支援事業

- A 計画相談について、基本相談支援とのバランスに配慮し、相談支援専門員 1 名あたり 30 名程度を目安に計画相談を行う
- B 感染症や災害が発生した場合であっても感染対策等を講じながら、必要なサービスが継続的に提供されるよう、業務継続計画に則り、検討会の開催や指針の整備、費用物品の準備、研修や訓練（シミュレーション）の実施を進めていく
- C 障害者虐待防止への取組として、研修の実施ほか、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等を行うため、サポケア権利擁護委員会にて検討会の設置を行うほか、必要な研修等についてサポケアミーティングで実施していく

③予算

2026年度事業予算に沿って実行する

3) 名取エリア地域生活支援拠点整備実行計画（コミュニティ計画）

- ①コミュニティ活動として、他法人・他機関との連携や地域のイベントへの参加の機会を積極的に持つことで、事業所の認知度を高め、顔の見える関係を構築する。
- ②防災減災支援として、被災リスクの高い利用者を優先に災害時個別避難計画の作成を進めていく。
- ③相談支援人材の確保にあたっては名取市障がい者等地域づくり協議会の活動を通して課題の発信を行っていくとともに、精神保健福祉士等の国家資格取得に係る実習生受入れを積極的に行うことで、法人の認知度を上げていく。また相談支援の質の向上にあたっては、法人内のサポートケア事業所で統一した業務評価の仕組みを整え、それに沿う形でサポートケア事業所内の研修計画を策定・実行する。
- ④緊急時支援については、名取市緊急時ショートステイ事業を活用し、太白ありのまま舎及び亘理ありのまま舎における緊急ショート受入の検討を行っていく。また、居住支援・自己実現支援（体験支援等含む）については、名取市障がい者等地域づくり協議会でも検討中の地域課題であることから、協議会と連動しながら整備に向けた動きを進めていく。
その他、相談支援から抽出した個別ニーズを集約し、必要に応じて地域ニーズとして、名取市障がい者等地域づくり協議会に報告し、必要な社会資源の整備に向けた取り組みを協働で行っていく。

iii) 県南（亶理町等）エリアコミュニティ

2026年度基本方針	
1	県南エリア地域生活支援拠点（地域生活支援拠点県南ありのまま舎）として求められる役割、機能、責務を確認し、改めて第2期5カ年計画において実践する。コロナ禍からの脱却と本格的な実践を始める。
2	制度的に求められる5機能に加え「被災防災減災支援」「人権擁護」「居住支援」についても拠点機能として発信する＝拠点8機能の実現 各事業の制約を超えて、拠点全体としてのあり方を見直し実践する
3	サポートケア亶理ありのまま舎基幹相談支援センター（以下、サポートケア亶理ありのまま舎）はサポートケアのあるべき姿を追及し、亶理町より求められる基幹相談の役割と使命を具現化すべく活動に取り組む
4	サポートケア県南ありのまま舎難病・障害者相談支援センター（以下、サポートケア県南ありのまま舎）は、これまでの相談支援実績を踏まえつつ、また亶理町内で開設している唯一の地域型委託相談支援事業所として求められる役割の大きさとニーズの高さを受け止めながら身近な相談支援の場として信頼され、気軽に利用いただくための体制の安定維持と、拠点県南ありのまま舎との継続した連携支援を図る。2025年度より岩沼市のプロポーザルには応募せず事業受託はなくなった
5	<u>障害者支援施設難病ホスピスケア亶理ありのまま舎（以下、亶理ありのまま舎）は、その理念の実現に向けた活動の充実を図る。またショートスティについても亶理町の緊急受入枠（1部屋）としての役割機能の安定と安心度を追求する。経営の安定について一定のめどは立ったが、本来のあり方として運営についてのあり方を今後中心に目指すと共に、資金支援の返済を果たし、本格的な自立経営体制を構築する</u>
6	<u>アクティビティケア県南ありのまま舎日中活動支援センター（以下、アクトケア県南ありのまま舎）は亶理ありのまま舎アクティビティと共に活動の充実化を図る</u>
7	ナーシングケア県南ありのまま舎メディカルセンター訪問看護の開設を目指すと共に（以下、ナーシングケア県南ありのまま舎）、ナーシングケア県南ありのまま舎メディカルセンター診療所（以下、診療所）の運営安定化を図る
8	ライフケア県南ありのまま舎ケアセンター（以下、ライフケア県南ありのまま舎）は当面休止し、拠点（ホスピスケア・サポートケア・ナーシングケア等）の安定運営を優先してきたが2026年度中の再開を目指す。
9	ホームケア及びこども支援についての検討を2026年度中に行い、一定の方向性を示す
10	アクセスケア県南ありのまま舎移動支援センター（以下、アクセスケア県南ありのまま舎）は、上記各活動状況を見ながら活動開始を目指す

1 県南エリアコミュニティ活動（地域生活拠点活動等）

1) 2026年度方針

- ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、亘理町地域生活支援多機能拠点型施設事業計画、県南エリアコミュニティ2026年度基本方針及び「サポートケア県南」方針に基づき、以下実行する
- ②当面は活動を軌道に乗せ安定化させることに注力すると共に、今後の県南エリア地域生活支援拠点のあり方（県南エリアコミュニティ計画）について2026年度において検討し、今後の方向性を明確にする
- ③ホームケア、こども支援についての検討も行い、2026年度中を目途に一定の方向性を示す

2 サポートケア亘理ありのまま舎基幹相談支援センター
（以下、サポートケア亘理ありのまま舎）

1) 2026年度方針

- ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、亘理町地域生活支援多機能拠点型施設事業計画、県南エリアコミュニティ2026年度基本方針及び「サポートケア亘理」方針に基づき、以下実行する。並びに法人「相談支援基本計画」に基づき活動する
- ②亘理町が求める基幹相談並びに本来あるべき基幹相談の姿を追究し、障害・難病等をはじめとする地域住民への責務を果たす
- ③地域住民との関係構築及び亘理町が求める基幹相談機能を遂行し、各事業から見えてきた地域課題を自立支援協議会との事業連関で解決していく
- ④利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう、中立公正に行う
- ⑤亘理町、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める

2) 2026年度事業計画

- ①地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害種別に関わらず、障害者等に一貫した相談支援や権利擁護のために必要な援助を行うと共に、関係機関のネットワークづくり及び地域づくりを推進することにより、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるための地域支援体制の構築を図る。
- ②業務内容
 - A 総合的・専門的な相談支援
 - B 地域の相談支援体制の強化の取り組み
 - C 地域移行・地域定着の促進
 - D 権利擁護・虐待の防止の取り組み

- E 亶理町障害者虐待防止センターの運営
- F 亶理町障害者等地域自立支援協議会の運営
- G 住宅入居等支援事業
- H 亶理町精神障害者コミュニティサロンの運営
- I 障害者等緊急短期入所空床確保事業受付窓口

③予算

2026年度事業予算に沿って実行する

3 サポートケア県南ありのまま舎難病・障害者相談支援センター
(以下、サポートケア県南ありのまま舎)

1) 2026年度方針

- ①社会福祉法人(以下、法人)ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、亶理町地域生活支援多機能拠点型施設事業計画、県南エリアコミュニティ2026年度基本方針、及び「サポートケア県南」方針及び法人「相談支援基本計画」に基づき、昨年度発覚したモニタリング等の遅れを解消するとともに正常化し信頼回復に取り組み、以下実行する
- ②委託相談支援事業を受託している亶理町の障害のある方とその家族等との基本相談支援を柱として展開し、利用者の希望の実現に向けて丁寧にかつ積極的な関りの中での取り組みをもって自己実現に向けた相談支援の展開。岩沼市の委託が無くなったが計画相談は可能な範囲で対応する
- ③相談場面での関わりを通じて得られる本人の困り感や課題、希望、本人の力を一緒に確認、整理し、自己実現可能な目標を設定して本人の求めに応じて寄り添いながら歩みを進める方向性を双方で共通理解していく。また、モニタリングを通して本人の現状と生活面全般の達成度や課題を確認して、支援の方向性を丁寧に確認しながら計画相談支援を推進し、利用者や関係事業所等との信頼関係を高め、継続的な支援継続の関係性を構築
- ④本人の生活面全般の支援としての地域生活支援の役割に鑑み積極的に事業を展開し、必要な情報を収集し利用者、地域に向け発信、提供し、身近な相談支援機関として、地域住民、各事業所、行政、他関係機関との更なる信頼関係と強固な連携の構築
- ⑤相談支援を通じて得られた地域の社会資源に関するニーズを基に、具体的な社会資源の活用、開発の検討を自立支援協議会他各種会議を活用して継続的に岩沼市・亶理町と積極的に提案し、協議に結びつける
- ⑥相談支援体制を安定的に構築し、相談支援活動を通して、地域の実情を正確に把握し、医療的ケア及び難病、更には重度障害児者のコミュニティ生活を支援する環境整備を亶理町地域生活支援多機能拠点型施設と常に連携し構築を図る
- ⑦そのコミュニティにおける必要な社会資源の検討・整備を念頭に相談支援を核とした地域拠点等整備を地域の実情やニーズに合わせて発展的に、

かつ具体的に形成する

- ⑧とりわけ、県南エリアは東日本大震災被害にあった地域で、以前にも難病及び支援者の方々への支援を実施したエリアでもあった
- ⑨官民一丸となり復興と社会資源構築を中心に地域の発展への歩みを現在も継続して進めているエリアにおいて、被災難病患者・障害児者への支援の活動拠点として、引き続き相談支援事業を受託する意義の大きさに鑑み事業を積極的に推進する
- ⑩体制は２０２６年度 専任２名（仕様書配置、センター長含む）を維持しつつ２０２６年度以降のあり方を模索検討する

2) ２０２６年度事業計画

- ①亘理町障害者相談支援委託事業の、委託仕様書に基づく適正な実施
 - A 個別相談支援・援助
 - B 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
 - C 社会資源を活用するための支援
 - D 社会生活力を高めるための支援
 - E ピアカウンセリング
 - F 権利擁護・虐待防止のために必要な取り組みと援助
 - G 専門機関の紹介
 - H 自立支援協議会に関する業務
- ②指定特定相談支援事業
 - A 計画相談について、基本相談支援とのバランスに配慮し、地域の指定相談支援事業所と連携を図りながら、本人やご家族に寄り添った確実な計画作成支援を行う
 - B 委託相談支援事業としての役割に鑑み、本人はもとより家族等の背景から委託相談支援事業所が一体的に支援を担うことが必要となる方を中心に計画作成を進めていくための適正な計画作成者数の調整を図っていくことでその役割に応えていく
- ③コミュニティ活動
 - A 地域住民と積極的に交流することで、顔の見える関係と相互の協力関係を構築する
 - B サポートケア亘理と協力し他法人・他機関との交流等を積極的に図ることで、相談支援にかかる相互の連携、法人への理解、及び地域コミュニティとの発展的な関係性を強固なものとしていく
 - C 相談支援から抽出した個別ニーズを集約し、必要に応じて地域ニーズとして、亘理町自立支援協議会協議会に報告し、必要な社会資源の提案、検討と社会資源創出に向けた整備への取り組みを共働で行っていく
- ④予算
 - ２０２６年度事業予算に沿って実行する

4 障害者支援施設難病ホスピスケア亙理ありのまま舎（以下、亙理ありのまま舎）及びアクティヴィティケア県南ありのまま舎日中活動支援センター（以下、アクトケア県南ありのまま舎）

1) 2026年度方針

- ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、亙理地域生活支援多機能拠点型施設事業計画、県南エリアコミュニティ2026年度基本方針及び「ホスピスケア亙理・アクティヴィティケア県南」方針に基づき、以下実行する
- ②重度の難病や障害があっても、重度障害者・難病ホスピス本来のあり方を追求し、自己決定に基づき自己実現できる場としての役割を十分に発揮できるよう体制整備に努め、地域及びコミュニティの資源として活用されるよう努める
- ③人材確保と養成定着を最優先とし、目標人員の確保、人材養成プログラムによる本格的研修の実施、新キャリアパス等の実施を通して実現する
- ④勤務体制・介助マニュアル(個別マニュアル)等支援体制の確立を目指す
- ⑤自己実現に向けた取組み強化
 - A I L Pの策定にあたってのあり方等の見直し、スタッフの負担軽減と、I L Pの実現及び自己実現支援に向けた専門性の高いケアを目指す
 - a) 策定の意義の確認
 - b) 策定の流れの確認
 - c) 策定方法の確認
 - B I L Pの実現（自己実現）に向けた作成の流れ等の抜本的見直し
 - C I L P・看護計画・栄養マネジメント計画・リハビリ実施計画を統合したI L Pの策定
 - * I L P (Independent living program: 自立生活プログラム。以下I L P)、
 - * H C P (Hospice care Program: ホスピスケアプログラム 以下H C P)
 - D 自己実現に向けた個別具体的取組みへのスタッフのスキルアップ
 - E アクティヴィティ活動の拡充
 - a) リハ専門職3職種（P T・O T・S T）の常勤換算2以上の配置
 - b) 日中活動（生活介護の場）の拡充 入居者及び在宅の障害・難病の人々の自己実現に向けた取組みを拡充する（アクトケア県南ありのまま舎並びにアクティヴィティチームの拡充）
 - c) ケアスタッフ7名以上体制を目指す
 - d) 定員20名受入れの実現
受け入れ能力に合わせて、責任ある対応
 - e) 活動メニューの拡充

- ◎リハビリを含む新たなメニューを検討し、様々な日中活動を準備する
- f) 移動支援体制
 - ◎生活介護実施に合わせて、送迎体制を整える
- g) 医療的ケアの必要な利用者の利用開始
 - ◎看護師を増員し、日中利用の受け入れを開始（2025 年 2 月～）
 - ◎状況を見て拡充を検討
- F サポート委員会の設置
- G 地域支援体制の構築
 - a) ヴォランティア講習の開催及び連携を確実に実行
 - b) 地域資源の把握、開拓
- ⑥入居者支援のためのケアの質の向上に努める
 - A これまでの研修体制の強化（太白ありのまま舎の指導内容を前提）
 - B 科学的ケア（根拠あるケア・理に適ったケア）の充実を図り、ケアの質的向上を達成すると同時に一層の運営の安定化を実現する
 - C クオリティ委員会の設置（実施体制）
 - D クオリティ委員会による新人研修（OJT）を実施（その中に太白ありのまま舎での研修を検討）
 - E 医的ケア小委員会を設置し、今後の研修体制を検討する
- ⑦地域移行・自立支援を大きな柱とする
 - a) ILPと連動して、個別面談（アセスメント・モニタリング・ヒアリング等）を通して、難病ホスピスの理念と現状について協議開始
 - b) ILP策定・実践・モニタリングの過程で、少しずつ理屈ではなく実感としての意識改革の実践を開始
- ⑧医療的ケア体制の更なる整備と実践の発信
 - A 医療的ケア実施機関としての登録とそれに沿った体制整備を更に充実
 - B 外部医療機関等と連携を本格的に検討（太白ありのまま舎と連携）
 - C 主治医 3 名体制の実現に向けた検討
 - a) 常勤医・非常勤医
 - b) 嘱託医
 - c) 外部定期受診医
 - ◎2026 年度より計画的に開始
 - d) 外部医療機関との連携強化
 - D 医療委員会との関係整理（法人として）
 - E 入居者の異変への早期対応
 - オンコール体制のあり方
 - F ケアスタッフの医的ケア指導体制

- a) 2026年度中にクオリティ委員会医的ケア小委員会を設置し、将来に向けた体制作りについて検討を開始する
- b) 医療的ケアの実施手順・指導体制の拡充
- c) フォローアップ（研修含む）の確実な実施→人材養成プログラムとの連動
- d) 指導体制の確立（メディカル・ケアの連携強化）
 - ◎安全体制の整備（クオリティ委員会）
- e) 介護職員にも一定の条件下で医療的ケアの実施機関としての登録の実施

G 医療的ケアショートの拡充に向けた本格的検討

- a) 緊急受け機能と合わせて具体的に検討を開始
- b) 重症心身障害児者受け入れについて、具体的に準備を進める
- c) ショート・日中活動を一体的に捉え、人員配置等を考える
 - ◎要請があればすぐに対応できる体制（ショート・日中活動）を構築する

⑨地域との関係強化

- A 町内会活動における提案型参加への転換
- B 参加のみならず、ボランティア養成・地域防災・地域資源の開発等の提案を通して、地域機能の開発のあり方を探りつつ、その展開の検討
- C コミュニティ活動の充実
 - a) 地域資源の把握、地域ニーズの把握、地域との関係強化
 - b) 地域の実態と住民のニーズ、地域内外の様々な資源との連携も踏まえ、ありのまま舎が行うべき課題を整理
 - c) 大震災を経験し、地域における防災の拠点化に向けた取り組みを明確化
 - d) 地域に住む医療的ケアを必要とする重度の障害や難病の方々への支援を中心とした地域活動の可能性

⑩リスクマネジメント

- A 活動継続計画・マネジメントとして策定（ACM=ACTIVITY CONTINUE MANAGEMENT）する
- B セーフティ会議をACM検討を中心に据えた委員会に再編する
 - a) リスクマネジメントについて幅広く検討する
 - b) 防災・防犯（情報管理・インターネット対策等含む）・事故・感染・食中毒・リスク対応等
 - c) 衛生管理（感染・食中毒等）はクオリティ委員会内にて検討すると同時に、随時施設内外・ケア・共用部分を含め管理を徹底
 - d) 防災計画を全面的に見直しACMを策定
- C 防災計画（ACM）の実行と見直し

- a) ハード面の検証とソフト面のあり方を検討し、A C Mに反映する
- D 福祉避難所としての使命を全うするための体制整備を本格的に図る
 - a) 地域防災計画との連動に向けて検討開始
 - b) 災害福祉広域支援ネットワークへの参画
- E 避難連絡体制等を構築し、3重・4重の連絡体制を完成させる
 - a) 避難体制（一次～）
 - b) 避難後の生活維持体制（備蓄等）
 - c) 事業継続の視点
 - d) 業務（活動）継続体制の視点
 - e) 通信・連絡（K I N Q. C O M、M C無線等の導入）
- ⑪ヴォランティア体制の構築
 - A ヴォランティア講座の再開検討
 - a) 目的と意思を明確にして、ヴォランティアを募集・養成し、登録システムを確立する（受け入れ要項・登録等システム化）
 - b) 登録体制を整備
 - B コミュニティ委員会を設置し担当を配置
 - a) 担当者会議等を開催し、定期的な検討・見直しを実施
 - b) 学生を中心としたお祭りなどの地域交流行事参加
 - c) 入居者個人との関わりでのお手伝い
 - d) 小中学生の体験ヴォランティアの受け入れなど
- ⑫会議・ミーティングの充実
 - A 実質的で効率的な会議・ミーティングを常に目指す
 - B 常にあり方を見直す
 - C 権利擁護・虐待防止に向けた取組の充実など（亙理ありのまま舎権利擁護委員会の設置・開催虐待防止研修の実施等）
- ⑬改善事項等への対応
 - A ヒアリング・改善事項・改善要望箱等における諸課題について随時解決
- ⑭相互信頼と連携強化体制
 - A 人事において指導力、判断力、実行能力のある人材を年齢、勤続年数に関係なく登用し、指示、命令、報告等の流れを整理し、共通の認識が常に維持できる体制作りを更に進める
 - B 会議のみならず、様々なレベルで関係強化を図る
 - C これまでの慣例に捉われず、新たな取り組み、挑戦、柔軟な発想と即時性のある行動を実践できる体制作りを引く続き求める
 - D 周知伝達連絡体制の確立
- 2) 人材確保・養成・定着
 - ①定員 生活介護 30名（施設入所）・20名（計50名）
施設入所 30名

ショート 5名(1名緊急ショート)

②人材確保目標(常勤)

A ケアスタッフ 現在13名(目標18名 5名不足)

B メディカル

a) 医師 非常勤(内科・神経内科)

常勤換算0.1名(週1日)

嘱託(内科) 1.0名

専門医(歯科) 定期訪問

b) 看護師(アクト担当含) 現在2.5名(目標8名 5.5名不足)

C アクティヴィティケア県南ありのまま舎日中活動支援センター

(亘理ありのまま舎アクティヴィティ)

a) ケアスタッフ 現在4.5名(目標10名 5.5名不足)

b) PT・OT・ST 現在1名(目標常勤換算3名)

D 栄養マネジメント

a) 栄養士 1名(目標2名 1名不足)

E 環境整備チーム 1名(現在1名)

F 事務局 4名(現在常勤換算3名)

G 配置基準	(指定基準)	(目標基準)	(目標基準)
施設入所	35:12 (3:1)	35:22 (1.6:1)	35:15.5 (2.26:1)
日中活動	20:7 (3:1)	20:13 (1.6:1)	20(5):8 (4:1)(0.65:1)
対象職種	日中活動 上記	B b + C	
	施設・ショート 上記	A + B b	

3) 年間行事

3月1日 開所7周年

4月1日 社会福祉法人ありのまま舎開所記念会

その他未定(検討中)

◎夏祭り(8月)

◎花火大会

◎コンサート(随時)

◎クリスマス会(12月)

4) 各セクション・ユニット事業計画

①ケア

A 勤務体制の確立(夜勤体制含)及びケアマニュアル等の作成実行

B 入居者の日常生活の安定

C 企画・行事等計画実施

D 事業計画の作成

②アクトケア県南ありのまま舎及びアクティヴィティ

- A プログラムの作成・実行
- B 送迎体制の検討・実行
- C 勤務体制の確立
- ③メディカル事業計画の作成
 - A 人材確保とルーティンワークの模索（入居者状況）
 - B 研修の実施と配置
 - C 必須業務の実施
 - a) 入居者の健康管理
 - ◎定期健康診断の実施〔年2回／6月・11月〕
 - ◎胸部エックス線検査の実施〔年1回〕
 - ◎体調不良時の診察・加療・処置
 - ◎インフルエンザ予防接種の実施〔11月〕
 - b) 入居者の原疾患に対する対応
 - ◎定期薬の処方
 - ◎定期的受診の実施（定期検査・処置など）〔年1～2回〕
 - c) 入居者の急変に対する対応
 - ◎救急処置、加療、病院紹介
 - ◎事前掛かり付け医の確保
 - ◎緊急時対応に対する職員のスキルアップ
 - d) 看護計画作成（定期的見直し、評価、再立案）とILPとの連携
 - e) ケアスタッフへの医療的ケアの講習・指導・『基本研修』実施
 - f) スタッフの健康管理
 - ◎夜勤従事者健康診断の実施〔11月全職員健康診断実施〕
 - ◎腰痛検査の実施 年2回実施〔①6～8月、②11～3月〕
 - ◎インフルエンザ予防接種の実施〔11月〕・インフルエンザ感染時（家族含む）の指導及び対応
 - ◎体調不良時の診察、加療、処置
- ④栄養マネジメント（給食事業）
 - A 給食業務の運営
 - a) 献立作成
 - ◎入居者の方の声を反映させた給食
 - 嗜好調査などの栄養マネジメントを活かした献立作成
 - ◎メディカルとの情報共有による給食
 - 病態並びに身体機能の適した食事の提案、提供
 - b) 仕入れ業者の選定
 - ◎価格、鮮度、対応の比較
 - ◎食材毎に対応できる業者選び
 - c) 発注
 - ◎食数管理による発注数の管理

- d) 検収（納品）
 - ◎発注数の確認
 - ◎鮮度、品温（厚生労働省：大量調理施設衛生管理マニュアル参照）の確認
 - ◎賞味期限、消費期限の確認
- e) 下処理
 - ◎適温にての保管管理
 - ◎献立並びに喫食者の状態にあった食材の下処理を実施
 - ◎原材料 50 g 以上採取。－20℃以下で 2 週間保管
- f) 調理
 - ◎衛生管理（調理器具、食器、衛生区域・非衛生区域の区別）
 - ◎非加熱食品の殺菌。（次亜塩素酸ナトリウム等使用）
 - ◎加熱調理食品の温度管理（中心温度：85℃以上 1 分以上）
 - ◎病態、身体機能にあった調理の実施（個々に適した対応提供）
- g) 食事の提供（配膳）
 - ◎適時、適温にての給食提供（喫食時間の把握、保管温度の適正管理、ホールディングタイム厳守。温冷カート、IH 調理器などの使用）
- h) 喫食後の管理
 - ◎下膳後は速やかに残食処理、計量を実施
 - ◎調理器具、食器等の洗浄殺菌（次亜塩素酸ナトリウム等、食洗機、乾燥庫、保管庫使用）
 - ◎厨房内の清掃（クレンリネンススケジュールによる実施）
- B 充実した支援実現の為、栄養士（管理栄養士）2 名体制
 - a) 栄養マネジメント計画に基づく、入居者個々への支援の実施
 - b) 日常的な「食」に対する個別支援
 - ◎身体的状況の把握
 - ◎各専門職との連携による機能評価
 - ◎評価に基づいた、食形態の提案
 - ◎嗜好調査、残食調査による「食傾向」の把握
- C 安全な食事、衛生的な環境の提供
 - a) 食品管理。（給食業務に準ずる）
 - ◎食材、食品の適温管理を実施する為、定期的な機器等のメンテナンス
 - b) 衛生管理
 - ◎清掃の実施、帳票類の記入は毎日行い、責任者が確認を行う
 - ◎食事介助に入る際には、施設指定のエプロン並びに三角巾を使用し、異物混入等を予防。また、介助前後や介助中に他の作業を行った場合には、手洗いを実施するように指導

- ◎各ブロックに関しては、毎食配膳前後の拭き取りや食べこぼしの清掃を行い、常にキレイな状態を保つように指導
- ◎喫食前には手洗い、または除菌シートにて清潔を保つ
- ◎個人持ちの食器に関しては、定期的な消毒などを行う
- c) 事故（食中毒・異物混入など含め）発生時の迅速な対応
 - ◎施設内でのマニュアル、連絡、報告の確立
 - ◎発生後の分析の実施により、再発防止に努める
- d) 注意喚起
 - ◎季節等による、「食」に関わる情報の収集を行い、入居者・ご家族・スタッフに注意喚起を、ポスター掲示や文書配布、情報放送などで行う
- e) 舎内での勉強会の実施。
- f) 楽しむ食事の提案（目標）
 - ◎変化に富んだ食事の提供。普段とイベントとの差により食事への変化を楽しんで貰う
 - ◎朝食時の「ご飯の友」となる物を選択（毎日）
 - ◎給食では選択メニュー、バイキングなどの提供（毎週1回）
 - 週ごとに、提供方法に変化を持たせる。定番化しない
 - ◎アンケートから、テーマを選択し【お楽しみメニュー】の実施（月1回）
 - ◎栄養士による企画。給食以外での食への楽しみの提供
 - カフェの実施（随時）
 - 季節にあった企画の提案（随時）
- g) 入居者へのサポート。自主性の尊重
 - ◎病態に応じたサポートの実施。制限がある方への食品購入アドバイスの実施
 - ◎人間の3大欲求の1つである、【食欲】を失わない様に、苦痛を伴わず経口摂取出来る事を目的とするサポートの実施
 - 食形態の確立。形態が変更しても美味しいと思って貰える様に、常に自分達で試作品を作成し、より良い食事の提供を目指す
 - ◎入居者の意見も尊重した食事提供が出来る様に、常にコミュニケーションをとる
 - ◎食事を選ぶ事や、考える事を入居者と一緒に行い、一方的な提供にならない様にする
 - ◎企画、イベントを通し、他への興味へと繋がる様にサポートして行く
- ⑤環境整備チーム
 - A 体制を整備する
 - B 年間計画

- a) 施設内外の清掃の徹底は元より、より細やかな仕事出来るようにしていく。
- b) 入居者の生活空間の充実
- c) 施設内備品の清掃と管理
- d) 大掃除の時期を12月に設定

5) 委員会活動計画

①入居者活動委員会

- A 施設内で行うコンサートや季節行事を企画
- B 障害者対象のイベント等に積極的に参加

②コミュニティ委員会

- A 施設見学対応（個人、団体等）
- B ヴォランティアの対応（ボランティア拡大活動）
- C 地域活動窓口
- D 地域広報
- E 年間行事

③スタッフケア委員会

- A 日頃の業務で疲れているスタッフが少しでも仕事を忘れて楽しめるようなイベントの企画を行う
- B スタッフの希望を取り入れ、なるべく多くのスタッフが参加出来る様なシステムを作っていく
- C イベントに参加する事で、心身共にリフレッシュし、また元気に業務に励める様な機会を作っていく

④クオリティ委員会

- A 人権感覚を整え理念を発信できる人材養成のため職員研修を行う
- B 新規採用ケアスタッフが変則勤務を含む業務に就く前に、入居者のケア・ケアスタッフの立場だけではない、入居者の立場を理解したケアを行なえるよう、入舎年度に合わせた研修プログラムを研修担当スタッフと共に作成し実施する

- a) 1年目スタッフへの相談指導として、「ホスピスOJT（On - The - job Training）」を計画的・継続的に進める

C 医的ケア小委員会

- a) 特定研修の実行
- b) スタッフの医的ケアの研修及び検証
 - ◎ 医的ケア研修ファイルの見直し
 - ◎ インシデント等の検証

D ケアの質向上小委員会（目標）

- a) 目的 入居者が安心して生活出来るよう、ケアの質の向上を図り、ケアの充実を主たる目的として設置。

- ◎ ケアの質の向上による安定と確立

◎ケア体制の強化

◎ケア業務マニュアルの作成

○各部会との連携によるマニュアル化の充実を図る（個別マニュアル）

○テキストからマニュアルへと更に個別化し、個別ケアに対するスタッフへの指導（新人研修及びスキルアップ研修開催）へと繋げる。

◎感染対策委員会の設置

◎部会活動の充実（参考例）

○感染部会 ○嚥下部会 ○口腔ケア部会 ○スキンケア部会

○コンチネンス部会 ○ボディメカニクス部会

○メンタルケア部会

○全職員が、1部会へ属する ⇒目標意識を生み出す

○個々人の能力が引き出し、ケアの質の向上及びモチベーションアップに繋げる

◎ヒヤリハット、インシデント報告書の見直し

○電子カルテ（見聞録）による報告・集計の充実を図る

◎ 研修・セミナー・勉強会参加への対応

○研修・セミナーなどの情報提供

○基礎的知識を習得し、知識・技術のレベルアップにより、入居者の生活の安全・安心の充実を図る

⑤サポート委員会

A I L Pのアセスメント～モニタリングまでを担当

a) I L P（H C P）の策定手順の確認

b) ありのまま舎の理念・ケアの本質（入居者の自己実現支援へ）及び今後の方向性の確認

c) I L Pの策定と進め方の確認

d) ナーシングプラン（看護計画）の見直し

e) 栄養マネジメント計画の見直し

f) ケース記録の習熟

B 支援体制の構築整備（アクトケア県南ありのまま舎中心）

a) 日中介護及び日中活動（生きがいと働きがい）の拡充

b) 個別支援・グループ支援の再編

c) 入居基準の定着・入居規程（入居基準に従ってインテークを実施）

d) 現況調査からグルーピングの作成

C カンファレンスの実施

a) 固定日による定例開催（毎月第2木曜日）

5 ナーシングケア県南ありのまま舎メディカルセンター（診療所舎）の開設

1) 2026年度方針

①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、亘理地域生活支援多機能拠点型施設事業計画、県南エリアコミュニティ2026年度基本方針及び「ナーシングケア県南」方針に基づき、以下実行する

②年度中の開設を検討

2) 2026年度事業計画

①人材確保（3名以上の看護師。複数名の非常勤医）及び養成（OJT中心）を行い、本格始動後に人材養成プログラムによる本格研修を実施

②相談支援事業所・近隣市町村と連携し、利用者を募り、その方の自己実現につながる支援を目指す

③介護保険・医療保険の事業所指定を受ける

④重度心身障害児の療養通所介護の検討（日中活動支援センター連携）

⑤在宅ホスピスの支援を行う

◎ホスピスディ・在宅ディ・がん・難治性疾患等への支援を念頭に

⑥コミュニティにおける生活拠点確保のため、関係機関等と連携し、生活拠点における差別・制約・制限のないコミュニティを目指した医療支援を行う

⑦地元医師会・開業医、近隣の協力医療機関等との連携体制も視野に体制を構築する

⑧太白ありのまま舎医療委員会との連携

⑨基本24時間・365日の実施を目指す（但し、状況を判断して実施）

⑩夜間のオンコール体制を敷く（運営見込には加算は見込まず）

⑪機能強化型2を申請（諸条件確認）

3) 人員配置

①訪問看護（訪問看護ステーション）

◎看護師 訪問看護師 常勤換算5名以上

◎PT・OT・ST（3職種）常勤換算2名以上
（一部亘理ありのまま舎日中活動兼務）

◎事務 1名（県南エリア兼務）

②医師

◎非常勤医師数名による日替わり勤務体制を基本に体制を考える

6 ライフケア県南ありのまま舎ケアセンター

1) 2026年度方針

①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、亘理地域生活支援多機能拠点型施設事業計画、県南エリアコミュニティ2026年度基本方針及び「ライフケア県南」方針に基づき、以下

実行する

- ② 2026年中の開所（再開）を目標に、地域実状も踏まえながら、人材を確保し準備を進める
- ③ 宮城版パーソナルアシスタント（PA）の取り組みを進める
- ④ PA以外のヘルパー派遣への対応を本格化し、事業の幅を広げ、収支均衡を目指し、2026年度以降の安定化を目指す
- ⑤ 請求事務等、経理総務関係業務に一部も担う

2) 2026年度事業計画

- ① 人材確保（3名以上）及び養成（OJT中心）を行い、本格始動後に人材養成プログラムによる本格研修を実施
- ② 相談支援事業所・近隣市町村と連携し、利用者を募り、その方の自己実現につながる支援を目指す

7 アクセスクア県南ありのまま舎移動支援センター（以下、アクセスクア県南ありのまま舎）は、上記各活動状況を見ながら、できるだけ早い時期の活動開始を目指す

1) 2026年度方針

- ① 社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、亘理地域生活支援多機能拠点型施設事業計画、県南エリアコミュニティ2026年度基本方針及び「アクセスクア県南」方針に基づき、以下実行する
- ② 2026年度は亘理ありのまま舎におけるショートステイ及び日中活動支援の利用者の送迎（基本計画「ありんこ送迎事業」）を中心に実施
- ③ 同時に基本計画の「仮称ありんこライナー事業」及び「仮称 ありんこシャトル事業」を具体化するための検討を開始する

8 居住支援としてのホームケア及びこども支援について検討し方向性を示す

VII 法人体制

- i) 人材（確保＝総務中心に法人運営委員会、各エリアマネージャー及び活動拠点）（養成＝セクションマネージャー中心に法人運営委員会、各エリアマネージャー及び各活動拠点）（定着＝法人運営委員会中心に各エリアマネージャー及び各活動拠点責任者）

2026年度基本方針	
1	2023年度～2027年度の第Ⅱ期5カ年計画に基づき実行
2	「人材確保」において、他産業・法人・事業所等との違い（理念・処遇面等全面的に）を明確にし、ホームページ・パンフレット等のツールの全面改訂及び見直しの継続等の実施。同時に職場環境の改善に取り組むとともに、健康経営優良法人の認定を継続する。人材確保計画2026年度作成実施。また外国人人材確保拡大し、質的向上も併せて実現する
3	「人材養成」においては、基本計画に基づき人材養成プログラムに基づき、2026年度中に、試行実施・検証し、人材養成体制を稼働させる
4	「人材定着」の基本計画に基づいて、人材養成プログラムにも連動したキャリアパス体制を周知し、2026年度中に施行する
5	内部統制の体系化及びそのための規程等の整備及び実施体制を構築し、2026年度から実施する
6	2026年度以降の事務局体制のあり方を整理し、内部統制及び各エリアの事務局体制の確立を目指す
7	スタッフ手帳の完成・周知を目指す

1 人材

1) 2026年度方針

- ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、法人体制2026年度基本方針に基づき、以下実行する
- 2) 専門職間のコーディネート指導等を担当するマネージャー制度を拡充する（組織機関として規程化）
 - ①人事員申
 - ②専門職としての質の向上（研修等）
 - ③専門職間の情報共有
 - ④専門職ミーティングの開催

※現在は看護師のナーシングケアマネージャーと相談員のサポートケアマネージャーを配置。ケア及びアクティヴィティマネージャーの配置を検討

2 人材確保

1) 2026年度基本方針

- ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、法人体制2026年度基本方針に基づき、以下実行する
- ②人権尊重、虐待防止等の徹底（権利擁護・人権委員会等稼働）

- ③ 2026年度以降の各エリア別・各活動別・職種別に必要（目標）人員を明確にし、採用計画を策定し計画的な確保を実行する
 - A 人材確保計画2026（実習・ヴォランティア等の受け入れ・養成校連携・広報の在り方・パンフレットや募集方法含）を策定実行する
- ④ 様々な媒体を通して広く人材を公募する
 - A 広報のあり方、養成校等との連携、ホームページ・求人用パンフレット等のツールの見直しと活用（スタッフ・入居者等の協力）
 - B 関係者等による推薦を広く呼びかける
 - C 活動センターにおけるケアスタッフ養成と連携し、採用前の養成についても検討を進める
 - D 面接のあり方、採用直後の研修のあり方の見直し
- ⑤ 運動を担う、障害・難病の人材を広く確保する
 - A 有給無給を問わず、ありのまま舎の理念を共有できる人材との関係構築
- ⑥ 将来、活動の中心的役割を担う人材の確保と養成は急務である
 - A 在籍職員の中及び外部人材から広く登用
 - B 目的意識と具体的な課題（プログラム等）を通して、意識的に養成する
- ⑦ 外国人人材の活用
 - 特定技能人材や留学生の受け入れを順次進めていく。
- 3 人材養成
 - 1) 人材養成プログラムの導入（指導者養成含）
 - ◎ 6月試行開始 10月本格開始
 - ◎ 2026年度より全面本格導入へ
 - ① カリキュラム
 - a) フォローアップ研修の際、基本カリキュラムに追加していく
 - ② ベースカリキュラム
 - A 人としての基本要素（スタッフ心得）
 - a) 礼儀・言葉使い（挨拶から）・言動を徹底する
 - b) 身だしなみ
 - c) 身のこなし
 - d) 来客・電話対応
 - e) マナー・清潔・心配り
 - f) 自己管理（体調管理・感染症対策）
 - g) コモンセンス
 - h) ありのまま舎個人情報保護規程・ケアガイドライン活用
 - i) コンプライアンス（個人情報・関連法令・監査等）
 - j) 人間の尊厳
 - k) 人間関係とコミュニケーション

- 1) その他人として身につけておくべき要素(随時追加)
- B ありのまま舎の歴史・理念・方針・計画(長期・年次)
 - a) 理念・方針・歴史
 - ◎なぜありのまま舎ができたのか
 - ◎3兄弟のこと・仲間のこと・殿下・山田昭義氏
 - ◎何を目指して活動しているのか
 - b) 「障害」とは
 - ◎障害のある人の歴史
 - ◎差別について
 - ◎虐待について
 - 事例
 - ◎表現・定義
 - ◎人権・権利(条約)
 - 権利条約資料
 - 人権規程・人権委員会
 - 事例(スクラップ等)
 - ケアの方向性
 - c) ありのまま舎の活動(原点)
 - ◎PR活動
 - ◎映画(2本程度観賞)
 - ◎出版
 - ◎自立大賞
 - ◎福祉講座
 - ◎GH・CH
 - ◎難病ホスピス(医療的ケア・自己実現=生きがいと働きがい)
 - ◎相談支援
 - ◎活動を始めた新たな活動も追加する
 - d) 事業計画の理解(長期・年次計画)
 - ◎各活動の意義・目的
- C 諸制度の知識
 - a) 障害者制度
 - b) 難病制度
 - c) 医療的ケアに関する経緯と制度
 - d) 障害者基本法改正
 - e) 総合支援法
 - f) 障害者虐待防止法
 - g) 自立支援法改正(つなぎ法)
 - h) 介護保険制度
 - i) 医療・福祉・雇用就労・教育等

- j) その他社会保障制度関連
- k) その他諸制度（予算等）
- D 組織としての連携
 - a) 法人及び事業所の組織の理解（理念と方針との関係から）
 - b) 内部統制に関する規程等
 - c) 連携の意義と責任
 - ◎報告・連絡・相談・周知伝達
 - 仕事の進め方
 - 報告と確認の必要性重要性
 - 役職・立場・勤続年数に合ったリーダーシップ（求められる能力）
 - ◎会議のあり方
 - ◎連携（役割分担と共同）
 - 他事業所・セクション・ブロックの確認
 - チーム運営と連携・職種間の連携
 - 日程確認
 - 「忙しさ」と「人が少ない」を理由としない
 - 何を優先するのか
 - d) 組織・委員会&部会・会議・行事・改善事項・非常時の連絡・事業継続マネジメント（防災計画含）・記録の取り方
 - e) 就業規則・休暇について等
 - f) その他
- E ケアマネジメント手法（ILP・相談支援のあり方等）
 - a) 基本的手順及び手法（太白ありのまま舎仕様含む）
 - b) 家族・地域・社会
 - c) 「ケア」とは
 - ◎ケアの本質
 - 自立支援のためのケア
 - ◎コミュニティケア
 - ◎在宅ケアと施設ケア（個別ケアと包括ケア）＝在宅の限界 施設の限界
 - ◎ホスピスケア
 - ◎ケアスタッフとしてのプライド
 - 科学的ケアの意義とケアの質の向上とケアスタッフの社会的評価の向上
 - d) ケアマネジメントについて（演習・ロールプレイ）
 - ◎カンファレンス
 - e) ILPについて（意義）
 - ◎自己実現への支援（個別支援計画）

- 入居者の歴史を知る（故郷・家族・夢・友人等）
- ◎なぜILPが必要か（入居者の意識改革）
- ◎ILPの流れ
- ◎チームアプローチ・チームケア
- ◎日中活動
- f) 支援体制
 - ◎個別支援とグループ支援
 - ◎入居者への関わり方（入居者の意識改革のためにどうするか。どう働きかけるか）
 - ◎施設内外の資源
 - ◎資源の創造
 - ◎緊急時対応・防災計画
 - ◎カンファレンスの有効活用
- F その他必要に応じて課題を追加する
- ③キャリアカリキュラム
 - A スタッフの自己実現（メンタルコントロール）
 - a) 基本方針
 - ◎在職年数・役職・職種ごとにきめ細かく
 - ◎スタッフの自己実現のためのスキルを磨く
 - ◎ヒアリングに替わるプログラムとして？
 - b) やる気と意欲の醸成（モチベーションとインセンティブ）
 - ◎自分を高めること
 - ◎自分を好きになること
 - ◎離職率低下への取組み（ウィンブル仙台・・・）
 - ◎謙虚さ・体力
 - ◎スタッフ自身のエンパワメント
 - c) 後輩指導心得・あり方（事前にカリキュラムを考える）
 - ◎カウンセリングのあり方
 - B ストレスマネジメント
 - a) 物事の考え方
 - b) スタッフフォロー
 - ◎個別指導 ◎SC（スタッフシート）
 - ◎ディナー討論
 - ◎親交
 - ◎会議
 - C 資格・外部研修・内部研修
 - a) 外部研修・資格等（相談支援専門員等）
 - b) キャリアパス・内部資格等
 - c) フォローアップ・スキルアップ研修の重要性

- D その他必要と思われることは随時追加する
- ④エンパワメント（入居者の力を引き出すために）
- A 専門性とは
- a) ケアとは（その本質的意味）
 - b) ケアの意識・目的
 - c) ケアとは→医的ケア→科学的ケア
 - ◎ケアにおける科学的アプローチ
 - ◎医療・心理・活動支援等幅広く
 - ◎向きあうこと（避けない勇気）
 - ◎自分を伝える正直さ
 - ◎謙虚な心
 - ◎思いやり、その人を支え、思いを共有する慈愛
 - ◎エンパワメントへとつながる感情労働（エンパワメントのテクニック）
 - ◎科学的ケアの理解（根拠に基づいたケア）
 - ◎技術と知識を使いこなす能力
 - ◎牧人権力
 - d) コーチング
 - ◎話し方・聞き方
 - 傾聴
 - グループワーク（演習・ロールプレイ）
 - e) カウンセリング・ティーチング
 - f) コミュニケーション能力（非言語の理解も含む）
 - g) 心理学的アプローチ
 - h) クレーム対応
 - i) リスクマネジメント
 - j) その他必要と思われることは随時追加する
- B ケアの質の向上
- a) 医的ケア小委員会及び部会による指導項目を採用
 - b) 基本テキスト（基本事項の整理）
 - 基本介護技術の修得
 - c) 基本マニュアル（ガイドライン）
 - 基本事項を実際の現場に落とし込んだマニュアル
 - d) 個別マニュアル（ガイドラインを入居者ごとにまとめたもの）
 - e) 不適切なケア（適切ではないケア）
 - f) ケアのトリアージ
 - g) 評価基準と評価（ケアの評価のあり方・自己評価含む）
 - h) その他必要と思われることは随時追加する
- ⑤指導機関

- A 新たな研修機関の創設
- ⑥外部機関
- ⑦指導手順
 - A テキスト等に従った座学
 - a) 内外講師・多様な教材による指導（密度の濃い教育指導）
 - b) ガイドライン・マニュアルによる指導
 - c) その他必要な指導
- ⑧演習
 - A 参加者による協議（ディスカッション等）
 - B 参加者間におけるロールプレイ
 - C シミュレーター等使用
 - D その他多様な方法にて実施
- ⑨評価
 - A ケア質同様テキスト・マニュアル・指導・評価をどうするか。覚えているか。説明できるか。
 - B 事前に上司評価提出→課題あればできるまで
 - C ばらつきをなくす
 - D どのように評価するのか
 - E 基本項目で得られたことを正しく使いこなす能力
 - F 現場指導（ケア）と人間指導（パーソナル）
 - G 基本計画における基本理念・基本方針に沿った人材養成に相応しい評価基準を設定する
- ⑩実地研修
 - A 抜き打ちによる評価 居室での言動
 - B 見学対応
 - C その他
- ⑪現場評価
 - A 現場におけるチェック
 - B 先輩・入居者・ご家族による評価
 - C その他適切な方法で評価する
- ⑫フォローアップ（キャリアプログラム）における評価
 - A 基本プログラムの確認（繰り返す）
 - B 基本プログラムの変更・追加
 - C 役職・立場に見合うキャリアプログラムの追加・確認
 - D 評価・確認シート作成（テスト等）
- ⑬視察検討
 - A 先進的法人施設・事業所の研究
- ⑭その他資料

⑮プログラム導入

- A 2017年度 カリキュラム・体制・教材等決定・準備
人材養成ファイルの作成と配布
- B 2017年から在職年数・役職により順次、基本プログラムによる
試行研修実施
- C フォローアップ研修準備（試行検討）
- D 2018年度より基本プログラム・キャリアプログラムの本格導入

⑯人材養成ファイル

- A 長期的視点に立った養成プログラムとキャリアパスの連動明示
- B 達成目標・年次計画
- C 参考例
縦軸に年次
横軸に達成目標（評価）の表（昇給・昇進と達成目標成）

年次	キャリアパス	カリキュラム	項目ごとの達成目標

- ⑰太白ありのまま舎におけるクオリティ委員会及びケアの質向上小委員会
・ パーソナル小委員会・医的ケア小委員会改編も視野に指導体制を見直す
- ⑱改編までは、現状の拡充を継続
- ⑲クオリティ委員会ケアの質小委員会内にて設置された部会において、基本テキスト・基本マニュアル・個別マニュアル等内容の充実化を図り、スキルチェックシステムを確立し、人材養成プログラムに組み込む
- ⑳キャリアパス及び人材養成プログラムを組み合わせた人材養成システムの実施
- ㉑新研修制度を軌道に乗せ、様々な研修参加を促し、難病ホスピスにおいて運用中の履修表を作成し賞与等の評価に反映するシステムを確立する
 - A 外部研修への参加
 - a) 一部を除く全職員（100%）の外部研修参加の実現と成果の還元体制の構築
 - B 内部研修の確実な履行
 - a) 職員研修（クオリティ委員会にて実施）
 - ◎目的 職員にとって必要な技能・技術について検証、学習、再確認し、理解を深める
 - b) 新人研修（パーソナル小委員会にて実施）
 - ◎目的 入舎3ヶ月を経た職員に対し、理念確認と日常業務における問題について個々に検証し、必要に応じた研修を実施する
 - c) 特別研修（クオリティ委員会にて実施）
 - ◎目的 特定の課題分野について、必要とする職員を対象に行う職員研修

- d) 勉強会（クオリティ委員会にて実施）
 - ◎目的 一社会人として、ありのまま舎の職員としての必要な知識・心構えを身につける。また、相互理解を深め、自己の問題点を検証し、改善に努め、学習することによって資質を高め、主体的に仕事にあたるようにする
- e) 本部・ホーム勉強会（毎月1回実施）
- 2) 中核を担う人材の個別養成体制づくり
- 3) 活動センター人材の養成活動の開始
- 4 人材定着
 - 1) 2026年度方針
 - ①社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、法人体制2026年度基本方針に基づき、以下実行する
 - 2) 2026年度事業計画
 - ①労働環境・職場環境の改善（健康経営の取り組み）
 - A 労務関係法令に基づくコンプライアンス体制の整備と充実
 - a) 関係法令について専門機関と連携し常に確認する体制を構築する
 - b) それを日常的に担保するための内部統制体制の確立
 - c) 次世代育成・女性活躍推進法とジェンダーバランス
 - B 関係規程及び内規の見直しによる環境改善
 - a) 給与・休暇
 - b) 安心と安全の確保
 - C 職場環境の改善
 - a) コミュニケーション（風通し）のあり方
 - b) OJTの拡充
 - c) ヒアリングのあり方の見直し
 - d) 情報公開・周知・健康管理・ストレスチェック等対応
 - e) 褒賞等のあり方の見直し
 - ②新キャリアパスの周知
 - A 2021年度施行の新たなキャリアパス連動プログラムと新キャリアパスの周知・運用開始（2025年度中に導入開始し2026年度から全面本格導入へ）
 - B 人格・能力判定（資格・経験・技術・知識等）を含め、昇格・昇給基準も全面的に見直す
 - C 5カ年計画等を念頭に策定
 - ③スタッフケア（人材の定着）の取り組みの迅速化
 - （健康経営の取り組みの継続：健康経営優良法人認定継続）
 - A 心身の健康管理
 - a) メンタルヘルスの実施
 - ◎メンタルヘルスの実施（メンタルヘルス部会等連携）

- b) 感情労働者としてのメンタルコントロールの取組み
 - c) 相談体制
 - d) 衛生管理者・産業医による職員の心身の健康管理対応の実施
 - e) OJTの充実継続実施
- B 職員の健康管理
 - a) 職員の健康診断・ストレスチェックの実施（全事業所）
 - b) 腰痛対策の実施
 - c) 太白ありのまま舎ボディメカニクス部会と連携対応
 - d) 予防接種・健康診断項目の法人負担
 - e) 福利厚生の実質化の検討と実行
- ④離職率の目標5%以下を維持
 - A 人材養成と処遇をリンクさせ、将来に展望と希望が持てる新キャリアパスを構築し、給与体制と人材の定着を実現する
 - B ヒアリングの継続実施
- ⑤モチベーションの向上に向けて下記の検討
 - A スタッフの自己実現への対応
 - a) キャリアパスの見直し
 - ◎給与・役職・将来設計
 - b) 資格取得&処遇改善
 - ◎スキルアップ
 - ◎人材養成P・研修・成果
 - ◎褒賞・評価制度
 - ◎達成感の創出
 - ◎やりがいの創出
 - ◎法人理念の周知と実現への取組み
 - c) その他
 - ◎法人内保育園の拡充・活用
 - ◎法人徽章実施普及
 - ◎法人手帳作成・活用
- ⑥ILP（自立生活プログラム）・入居者への関わり
 - A 入居者との関係
 - B ILP策定スキルのアップ
 - C ILPの実現に向けたスキル及び体制整備
- ⑦入居者・利用者並びにスタッフの権利擁護
 - A 人権委員会の稼働（全ての人の人権尊重及び虐待等の防止）
- ⑧スタッフ交流・リフレッシュ
 - A 全体懇親会の開催増
 - B クラブ活動
 - C リクリエーション

D 外部研修等の活用

⑨福利厚生の見直し

5 内部統制の確立

1) 2026年度方針

- ①内部統制の体系化する（人材関係）
- ②それに伴う規程等整備の充実を図る
- ③そのための実施体制を検討する
- ④2026年度までに体系化を開始し、第2期5カ年計画内にて完成・実質運用を開始する
- ⑤外部機関（弁護士・会計士・税理士・社会保険労務士等）との関係を強化し、積極的に関与を受け、その内部統制体制を担保する

ii) 財政運営（経理担当）

2026年度基本方針	
1	基本計画に沿って第2期5カ年計画に合わせて策定した5カ年財政計画1から4年目を検証し最終年度の目標達成と時期策定に繋げる
2	外部会計事務所及び税理士事務所等の専門家による監査体制の実施及び強化
3	経理・財務関係の内部統制の体系化及びそのための規程等の整備及び実施体制を構築し2026年度から実現する

1 2026年度方針

- 1) 社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、財政運営2026年度基本方針に基づき、以下実行する
- 2) 内部統制の体系化（経理・財務関係）計画を策定する
- 3) それに伴う規程等を整備する
- 4) 同時に実施体制を整備し、他に先駆けて実行する
- 5) 外部顧問機関（弁護士・会計士・税理士・社会保険労務士等）との関係を強化し、積極的に関与を受け、その内部統制体制を担保する

2 2026年度事業計画

1) 体制整備

- ①法人本部及び拠点における体制（事務局体制）の確立
- ②基礎基本的事項に立ち戻り確実な実行体制を図る
- ③委託（受託）事業等に係る消費税への対応

2) 法人本部

- ①寄付の落ち込み、各拠点等からの繰り入れの見直しにより、赤字は必至だが、2026年度以降の見通しを明確にし、収支均衡体制を構築する
- ②支出の大半を占める人件費の削減とそのための人員配置の見直しについて、2020年度より実行。2026年度末をめどに完了（事務局体制の見直し）
- ③法人本部・各エリア（拠点施設）事務局体制の確立を目指す（2026年度末を目途に）

- ④ホームケア仙台ありのまま舎リビングセンター及び障害者支援施設難病ホスピスケア太白ありのまま舎の建替時の将来像及びその資金について方針を検討
- 3) ホームケア仙台ありのまま舎リビングセンター
 - ①入居者を確保し、収支均衡を目指す
 - ②建替え時の将来像及びその資金について方針を検討
- 4) 障害者支援施設難病ホスピスケア太白ありのまま舎
 - ①入居者定員・スタッフ人員のバランス計画にそって、2026年度以降の安定運営を確立する
 - ②定員40名体制。それに合わせた人員体制を構築
 - ③収支均衡を目指す（最悪でも1000万円以内の赤字に抑える）
- 5) サポートケア仙台ありのまま舎難病・障害者相談支援センター
 - ①経費削減と効率的な人材配置を考え、サポートケア名取ありのまま舎等との連携強化を図る
 - ②赤字体制の改善を目指す（最悪で赤字体質脱却にめどをつける）
- 6) ライフケア仙台ありのまま舎ケアセンター
 - ①早期再開（再指定）とその後の安定運営と最悪でも収支均衡を目指す
- 7) サポートケア名取ありのまま舎難病・障害者相談支援センター
 - ①2021年度から運営状況は改善傾向にあり、安定化の兆しが見えてきているが、合わせて職員の負担が増してきているため、他の相談支援事業所間で調整しつつ収支均衡を目指す
 - ②委託事業に係る消費税への対応
 - ③委託費の増額に向けた検討と対応
- 8) サポートケア県南ありのまま舎難病・障害者相談支援センター
 - ①2016年度より黒字化を達成しているが黒字幅は縮小しているが、2025年度から岩沼市の委託継続を止めたため、配置人員の人件費によっては赤字化もあり得るが、黒字維持を目指す
 - ②委託事業に係る消費税への対応
 - ③委託費の増額に向けた検討と対応
- 9) ナーシングケア仙台ありのまま舎メディカルセンター
 - ①保育園の安定運営を第一にしつつ、2026年度末以降の事業開始と資金確保の維持を目指す
 - ②保育園との一体運営の中で、初期投資資金内に赤字を収める
- 10) チャイルドケア仙台ありのまま舎保育園
 - ①2026年度は保育士確保と合わせ園児受入れが課題としてあるため、出来るだけ計画に近づけるように進め、運営全体のバランスを図れるよう目指す
 - ②2026年度収支均衡を目指す
- 11) 県南エリアコミュニティ地域生活支援拠点県南ありのまま舎全体

- ①障害者支援施設亘理ありのまま舎・アクトケア県南ありのまま舎・ナーシングケア県南ありのまま舎・ナーシングケア県南ありのまま舎診療所・サポートケア亘理ありのまま舎基幹相談ライフケア県南ありのまま舎については、収支均衡を達成する
- ②委託事業に係る消費税への対応
- ③委託費の増額に向けた検討と対応
- 12) 仙台市障害者基幹相談支援センター
 - ①2024年10月から事業受託し運営を担っているが、2026年度から2028年度までの受託法人の公募とプロポーザルが実施された。
そのため仙台市の期待に応えられるよう、引き続き法人理念に則り取り組んでいく。また必要人材の確保配置のための人件費が大きな割合となるため、他のサポートケア相談支援事業所間との調整を行いながら安定運営を目指す。
 - ②委託事業に係る消費税への対応
 - ③委託費の増額に向けた検討と対応

iii) ネットワークの確立（総務担当）

2026年度基本方針	
1	災害・パンデミックにおけるネットワーク構築の検討（BCPを見直しACM＝活動継続マネジメント）を策定・実行
2	各レベルのネットワーク体制の検討、構築
1	2026年度方針
1)	社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、ネットワーク2026年度基本方針に基づき、以下実行する
2	2026年度事業計画
1)	関係団体との連携強化
①	これまでの連携団体との更なる関係強化を図る
A	形式的な関係ではなく、実質的に諸活動・事業で連携を図る
B	その中でネットワークを模索する
②	新たに生じた連携団体との関係確立を図る
2)	仙台圏ネットワーク
①	仙台市内を中心に事業面、運動面から関係を構築・継続
②	仙台市
A	昨年同様更なる関係強化を図りより良い制度及び関係の発展を図る
B	仙台市の施策推進協議会・自立支援協議会・難病ヘルパー養成・施設運営・医的ショート等を通して、関係課との直接的連携を図りつつ、具体的な事業の実践を継続
C	仙台市難病サポートセンターを通して関係を強化する

D 仙台市（所轄庁）の法人監査は２０２３年度、施設監査は２０２５年度に実施されたが、指導事項については真摯に取り組み、次期監査に備える。

3) 宮城県ネットワーク

- ①宮城県患者・家族団体連絡協議会（MPC）及び宮城県難病支援センターとの連携強化
- ②震災支援を通して関係を深めた諸団体との連携を、今後は日常活動を通して連携強化を図る
- ③宮城県共同募金会とは、街頭PR活動における募金を全額寄付して以来の関係を強化する
- ④宮城県
 - A 亘理町・名取市等との関係を強化し、相互牽制及び馴れ合いではない協力関係を構築する
 - B 難病対策関係・介護職員の医療的ケア関係等を通して、関係を強化
 - C 相談支援事業を県下（亘理・名取）において、委託事業として立ち上げ関係が深まったが、信頼関係構築に向けて今後努力する
 - D 宮城県の施設指導監査は２０２３年度実施され、その後は書面監査が実施されているが、指導事項については真摯に取り組み、次期監査に備える。

4) 東北圏ネットワーク

- ①身体障害者施設協議会東北ブロックとの密接な連携
- ②JPA（日本難病・疾病団体協議会）北海道・東北エリアの各道県の難病・疾病団体と交流

5) 全国的ネットワーク

- ①JDF（日本障害者フォーラム）への直接参加
理事長がJDF宮城メンバーとして参加
- ②JD（日本障害者協議会）への直接参加
理事長が政策委員会部会にメンバーとして参加
- ③JPA（日本疾病・難病協議会）への直接参加
理事長がJPA理事として参加
- ④全国社会福祉協議会とは各種セミナー・研修会への参加、施設長会議への参加を通して、情報交換等密接に関係を維持発展させることができた。
施設長が役員としても運営に参加
- ⑤震災関係以外にも、障害者新制度関係・難病対策関係・介護職員の医療的ケア関係等を通して、難病・障害・福祉・医療・行政等との間に築かれた関係を発展させる
- ⑥厚生労働省（社会保障審議会）・内閣府（政策委員会）
 - A 昨年同様更なる関係強化を図りより良い制度及び関係の発展を図る
 - B 各種審議会等への参加及び意見表明、検討会委員としての参加等を

通して情報交換、状況の説明

C 難病問題・障害者制度関連・介護職員の医療的ケア研修関係を通して、関係課との直接的連携を継続している

⑦社会福祉法人A J Uとの具体的連携強化

A J Uからの要請への対応。また、様々な点でA J Uの取組みを参考にし、山田昭義顧問からの指導も受ける

6) 政策提言活動

①仙台市・宮城県における難病患者・障害者施策への提言活動

②厚労省等への提言の実行

③国における難病患者・障害者施策への提言活動(みやぎアピール大行動実行委員会等への参加)

7) 事業継続計画(B C P)を見直しA C Mとして新たに策定する。感染対応も含めたものとし、訓練等を実施

iv) 協力体制(経理担当)

2026年度基本方針	
1	基本計画の事業計画化及び実行計画化を進め、協力者の拡大を図る
2	感謝プロジェクトの実施

1 2026年度方針

1) 社会福祉法人(以下、法人)ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、ネットワーク2026年度基本方針に基づき、以下実行する

2) 県南エリアコミュニティにおける地域生活支援拠点活動支援に向けた集中的な寄付の呼びかけを実施する

2 2026年度事業計画

1) 寄付等協力者への感謝

①支援への更なる感謝の気持ちを忘れず、ありのまま舎の理念を実践し、その期待に応える活動を継続して実行

②支援者ひとりひとりに応える取り組みを検討

③所得控除と税額控除の周知

④感謝とお礼の気持ちをしっかりお伝えする(お礼状・自立の送付等)

⑤心からのお礼状をお送りするため、一人ひとりの方の関係をしっかり把握し、文面等を確認・見直しを継続する

⑥支援者おひとりおひとりの繋がりを把握し、理解するために個人ファイルの充実を図る

⑦会報「自立」寄付のページの継続と気持ちが伝わり発信することのできる寄付原稿の作成の検討。

2) 理念・方針に則り、事業計画及びそれ以上の活動を展開することで期待や思いに応える

- 3) 震災以降の寄付の大きな落込みについて検証し、新たな協力者の拡大を図る
- 4) 街頭PR活動の再開検討
 - ①感染症の状況を確認しながら、再開を検討
 - ②毎週火～木曜日のうち週1～3回程度を検討（13：00～15：00実施）
 - ③ちらしの配布による告知周知
 - ④募金額は震災以降、年々減少傾向にあり、歯止めと共に拡充を図る
 - ⑤常設のPRの場を検討
- 5) 目標と目的を明確にし、実施する
 - ①新規事業への理解と協力
 - ②法人活動センターの活動資金の確保
 - ③人的増員配置への支援
 - ④基金を設定し、具体個別の活動・必要資金に向けて、具体的に多様な手段での呼び掛ける（クラウドファンディングの活用など）
- 6) 仙台市内及び亘理町内、名取市内を予定
- 7) イオン「幸せの黄色いレシートキャンペーン」PR活動の継続
 - ①毎月11日 イオンスーパーセンター鉤取店
 - ②2025年度より店頭に立っての呼びかけが再開となった。感染状況を見ながら、参加できる時は参加していく。
- 8) 後援会活動との連携強化
 - ①2023年度に後援会長の逝去、役員の方々が体調を崩され、後援会体制が維持できていない
 - ②その中で、ありのまま舎が事務局を担い手伝い等を継続
 - ③2026年度は会長を含めた後援会体制の構築を図る
 - ④定例活動
 - ◎新たな後援会体制を構築後、事務局会議の定例開催の検討
 - ◎総会の実施（書面評決の検討）
 - ◎自立大賞及び福祉講座への支援
 - ◎自動販売機の拡大
 - ◎その他行事の実施の検討
 - ⑤会員の拡大に向けた取り組みは随時対応
 - ◎会報の発行継続、後援会員の呼びかけ
 - ◎後援会パンフレットの刷新（2025年2月実施）
 - ◎後援会の歌普及
 - ◎会員証の発行
 - ◎企業への呼びかけ
 - ◎後援会員募集のチラシ作成
 - ◎料金受取人払封筒の活用（2024年度作成）

v) 第21期役員・第19期評議員体制（総務担当）

2026年度基本方針	
1	社会福祉法改正に伴う、理事会・評議員会の体制変化の定着
2	女王殿下の総裁就任について三笠宮家との調整協議を継続する
3	3か月に1回並びに必要な応じて理事会を開催すると同時に、出席率を高め、その役割と機能の充実を図る
4	定時評議員会含め4～6か月に1回並びに必要な応じて評議員会を開催すると同時に出席率を高め業務管理体制の機能の充実を図ると共にガバナンス機能の確実な実施

1 2026年度方針

1) 社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、役員体制2026年度基本方針に基づき、以下実行する

2) 法令に基づく権限の行使

- ①予算・決算・事業計画・事業報告の決定・承認
- ②規程制定・内規制定（理事会）
- ③第Ⅱ期5カ年計画の策定及び実行
- ④情報提供及び法人活動の報告等の在り方を検討し、実行する（理事長報告等も含め）

2 2026年度事業計画

1) 理事会

①概ね3か月に1回開催（第21期理事・監事）

※2025年6月から2026年度の定時評議員会終結の時（令和9年6月）まで

（就任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）

②法令に基づき業務報告を必ず行う

③法令に基づき議案審議を行う

2) 監事（第21期理事・監事）

※2025年6月から2026年度の定時評議員会終結の時（令和9年6月）まで

（就任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで）

①決算前監査の実施

②理事会・評議員会への出席

③法令に基づく権限と役割の行使

3) 評議員会

①2026年6月定時評議員会 決算・事業報告・補正予算等の議決

※2025年6月から2028年度の定時評議員会終結の時（令和11年6月）まで

（就任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時

評議員会の終結の時まで)

- ②その他重要事項の審議において随時開催
- ③2027年3月 予算・事業計画等の議決
- 4) 日程は理事長との協議の上、その都度、連絡と調整
 - ①全評議員 開催回数の1/2以上、出席可能となるよう配慮と調整
 - ②全理事・監事開催回数の2/3回以上、出席可能となるよう配慮と調整
- 5) 場所については、感染症等の状況を踏まえて1回(予算・事業計画)は法人本部にて検討。それ以外は、費用と利便性を考慮し日時・会場を決定する

3 第21期 理事(現員10名)

2026年3月1日現在

定数: 6名以上10名以内

任期: 2025年6月12日~2026(令和8)年度に関する定時評議員会終結の時まで

(理事長を除き五十音順・敬称略)

白 江 浩 (理事長・太白ありのまま舎及び亙理ありのまま舎施設長)
大久保 佳奈子 (仙台市新田児童館館長)
北 村 美和子 (東北大学スタートアップ・インキュベーションセンター特任准教授)
合 田 隆 史 (文教夢倶楽部代表理事)
雫 石 理 枝 (宮城県介護福祉士会会長)
菅 原 富士子 (宮城県患者・家族団体連絡協議会副理事長)
内 藤 久実子 (ありのまま舎嘱託医・(医療法人社団) 静実会理事長)
中 野 竜 河 (弁護士)
二階堂 晃 棋 (元日比谷花壇)
八 浪 英 明 (株式会社河北新報社監査役)

4 第21期 監事(2名) (五十音順・敬称略)

2026年3月1日現在

任期: 2025年6月12日~2026(令和8)年度に関する定時評議員会終結の時まで

小 山 良 就 (元社会福祉法人共生福祉会 施設長(運営委員))
戸 田 博 雄 (税理士)

5 第19評議員(現員14名) (五十音順・敬称略)

2026年3月1日現在

定数：11名以上15名以内

任期：2025年6月12日～2028（令和10）年度に関する定時評議員会終結の時まで

阿部 紀子（大谷地親和会）
井上 裕貴（東北電力宮城支店 地域共創本部 総務広報 統括部長）
岩城 彰（東北放送株式会社 常務取締役）
岩城 敏夫（元亙理町教育長）
工藤 清美（地域ボランティア）
杉山 裕信（元 NPO 法人副代表（元条例の会代表））
鈴木 道子（尚綱学院大学学長）
鈴木 勇治（仙台市議会議員）
西間木 順（東北学院榴ヶ岡高等学校教諭）
支倉 敦子（全国膠原病友の会 宮城県支部）
原田 誠（太白ありのまま舎入居者家族代表）
平野 愛（東北大学病院 耳鼻咽喉科医師）
廣瀬 公慈（弁護士）
渡邊 加代子（元社会福祉法人みのり会評議員 利用者家族）

vi) 法人本部事務局

2026度基本方針
1 内部統制の体系化及びそのための規程等の整備及び実施体制の更なる安定化に向けて検討を図り、2026年度本格実施
2 情報管理体制（規程整備・クラウド方式による情報管理体制）の構築確立
3 法改正に基づき、勤怠管理強化・有給休暇の消化促進等を図り健康経営に取り組む（健康経営優良法人の認定継続と更なる健康経営の追求）
4 2026年度以降の事務局体制のあり方を整理し、本部及び各エリアの事務局体制の確立を目指す
5 総務及び経理の2部署体制の構築へ

1 2026年度方針

- 1) 社会福祉法人（以下、法人）ありのまま舎基本理念・基本方針、基本計画、役員体制2026年度基本方針に基づき、以下実行する
- 2) 情報管理・データ管理体制強化のため、法人内の情報ネットワーク体制を構築する
- 3) タイムレコーダー等の導入による勤怠管理の一元化と超過勤務の管理及び解消への取り組みを進める
- 4) 内部統制の体制確立
- 5) 法人内の事務局体制の確立
- 6) 分掌整理の上、事務局機能の強化（人材確保等の事務局への移管強化）

2 2026年度事業計画

- 1) NTTによる情報ネットワーク体制の構築と周知・習熟（クラウドサー

バーホスティング) ※ワークストレージ

2) 内部統制体系の確実な実行

3) 関係規程等の整備する

4) 外部機関（税理士・会計士・弁護士・社会保険労務士等）との関係を強化し、積極的に関与を受け、その内部統制体制を担保する

5) 事務局体制

①法人事務局及び各エリアの事務体制を随時確認検討し、配置等含め全体体制を検討の上、安定確立する

②経理担当及び総務担当の配置と役割の整理

③法人事務局の会計管理体制の強化（監査指摘への対応）（経理担当）

A 監査指摘を踏まえ会計チェックの体制を強化し、監査指摘の再発防止に全力で取り組む（外部機関等）

B 法人事務局機能を堅持しつつ兼務体制を敷く

C 相互牽制を図る視点から、会計及び経理について、日常的に確認作業を実施できるようにした

D 日常の会計処理体制の強化

a) 会計処理手順の徹底

◎新会計ソフト習熟

b) 理事長による会計チェック体制の確立

c) 内部牽制（担当者間・理事長）の確立

④月次チェック体制の確立

A 会計担当者間の相互牽制体制確立（4名＋α）

B 理事長による月次チェック体制及び報告

⑤定期的監事監査の徹底

A 年に4回程度の会計監事監査を実施

B 専門機関（会計士・税理士・社労士等）による外部監査の実施検討

C 経理担当評議員による指導。助言の実行

⑥決算業務への外部税理士の導入

⑦宮城県・仙台市監査への対応

A 監査指摘への改善の実行

B 監査指摘の解消と新体制のスタート

6) 適切な情報管理（総務担当）

①文書管理等体制の整備

A 名簿の統一管理体制運用

2017年度整備した体制の安定した運用を継続する

B 電子データ等の情報管理体制の構築

NTTによる管理システムを導入後の周知習熟を図る

2 リスクマネジメント

1) 法人全体及び各活動・事業所ごとに活動継続計画・マネジメントとして

- 策定（ACM=ACTIVITY CONTINUE MANAGEMENT）する
- 2) 各事業所において、セーフティ会議にて検討する
 - 3) リスクマネジメントについて幅広く検討する
 - A 防災・防犯（情報管理・インターネット対策等含む）・事故・感染・食中毒・リスク対応等
 - B 衛生管理（感染・食中毒等）は障害者支援施設難病ホスピス太白ありのまま舎クオリティ委員会内に専門部会における検討を踏まえ実施
 - C 防災計画の策定
 - a) 備蓄設備機器等の整備
 - b) ソフト面の体制整備
 - c) 法人全体での安否確認等訓練の実施
 - e) BCPの見直し（訓練と検証）
 - D 避難連絡体制等の全面的見直しを体系化し、3重・4重の連絡体制を完成させる
 - a) 避難体制（一次～）
 - b) 避難後の生活維持体制（備蓄等）
 - c) 事業継続の視点
 - d) 業務（活動）継続体制の視点
 - e) 通信・連絡（KINQ.COM、MC無線等の導入）
 - 3 ありのまま記念館及び資料室の開設（総務中心）
 - 1) 記念館を2027年度開館に向けて準備を進める
 - 2) 資料室の2027年度開設に向けて準備を進める
 - ①記念館と並行して資料整理を行い、その保管のための資料室を整備する
 - 4 法人行事（各担当）
 - 1) 2026年度職員辞令交付、ありのまま舎開所記念会の開催（太白ありのまま舎）※コロナウイルス等の感染状況を踏まえて、2025年度と同様に理事長による辞令交付式と合わせた規模で検討
 日時：4月1日(水) 14:00～15:00
 - 2) 6月 2026年度第1回理事会・2026年度定時評議員会
 ※その後概ね3か月に1回理事会開催
 - 3) 6月13日(土) 第37回ありのまま生活福祉講座
 - 4) 7月 後援会総会
 - 5) 8月 茂庭台地区夏祭り（花火打ち上げ）
 - 6) 9月 防災訓練（安否確認メール）
 - 7) 11月24日(火) 法人設立40周年記念会
 - 8) 12月 さとう宗幸さんクリスマスコンサート
 - 9) 2027年
 - 1月 新年礼拝
 - 3月 防災訓練（安否確認メール）